

官報

號外 昭和十四年三月五日

○第七十四回 帝國議會衆議院議事速記錄第二十號

議事日程	昭和十四年三月四日(土曜日)
午後一時十五分開議	
議事日程	第十九號
昭和十四年三月四日	
午後一時開議	
第一 司法保護事業法案(政府提出)	第一讀會
第一 地方學事通則中改正法律案(政府提出)	第一讀會
第三 米穀配給統制法案(政府提出)	第一讀會
第四 國際電氣通信株式會社法中改正法律案(政府提出)	第一讀會
第五 職員健康保險法案(政府提出)	第一讀會
第六 花柳病豫防法中改正法律案(政府提出)	第一讀會
第七 寺院等無償ニテ貸付シアル國有財產ノ處分ニ關スル法律案(政府提出)	第一讀會
第八 郵便年金法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)	第一讀會
第九 軍馬資源保護法案(政府提出)	第一讀會
第十 種馬統制法案(政府提出)	第一讀會
第十一 競馬法ノ臨時特例ニ關スル法	第一讀會ノ續(委員長報告)
法律案(政府提出)	第一讀會ノ續(委員長報告)
官報號外	昭和十四年三月五日 衆議院議事速記錄第二十號 議長ノ報告
提出者	増田 義一君 武田徳三郎君
提出者	中村 高一君 山本 条吉君
提出者	松永 義雄君 森田重次郎君
提出者	濱川上田間鐵道速成ニ關スル建議案
提出者	木檜三四郎君
提出者	名護屋村ヲ起點トシ唐津市嬉野町ヲ經テ雲仙ニ至ル國際觀光コース建設ニ關スル建議案
提出者	愛野時一郎君 岡本實太郎君
提出者	伊藤 五郎君 池田 秀雄君
提出者	大島 實吉君 渡邊 泰邦君
提出者	田代 正治君
提出者	(以上三月三日提出)
提出者	愛野時一郎君 宇賀 四郎君
提出者	池田 秀雄君
提出者	佐藤 與一君 松木 弘君
提出者	高岡 大輔君 北 咲吉君
提出者	松井 郡治君 松木 咲吉君
提出者	新潟港ヲ第一種重要港灣ニ編入ニ關スル建議案
提出者	今成留之助君 松井 郡治君
提出者	北 啓吉君 松木 弘君
提出者	豫算委員 小山田義孝君 (西方利馬君補闕)
提出者	豫算委員 小山田義孝君 (西方利馬君補闕)
提出者	第八部選出 建議委員 松浦周太郎君 (山田清君補闕)
提出者	一去二日議長ニ於テ選定シタル委員左ノ如シ
提出者	地方鐵道法中改正法律案(政府提出)外一件委員
提出者	森田重次郎君 福田 梯夫君
提出者	高橋 義次君 高橋 泰雄君
提出者	宮澤 清作君 鹽川 正藏君
提出者	松永 義雄君 中村 高一君
提出者	森田重次郎君 福藏君
提出者	高橋 義次君 高橋 泰雄君
提出者	宮澤 清作君 鹽川 正藏君
提出者	加藤 知正君 最上 政三君
提出者	小泉 純也君 武知 勇記君
提出者	國道九號線三國峠貫通ニ關スル建議案
提出者	(以上三月二日提出)
提出者	今成留之助君 佐藤謙之輔君
提出者	加藤 知正君 最上 政三君
提出者	森田重次郎君 福田 梯夫君
提出者	高橋 義次君 高橋 泰雄君
提出者	宮澤 清作君 鹽川 正藏君
提出者	大野 一造君 手代木隆吉君
提出者	飯田 助夫君 高見 之通君

坪山 德彌君	田中 好君
小串 清一君	松川 昌藏君
高畠龜太郎君	太田 理一君
金井 正夫君	曾木 重貴君
阿部 茂夫君	小田 榮君
一去二日ニ於ケル特別委員ノ異動左ノ如シ	青年學校教育費國庫補助法案(政府提出)
委員員	内親王殿下御誕生ニ付御命名式當日御辭任手代木隆吉君 捷闕今成留之助君
一昨三日常任委員補闕選舉ノ結果左ノ如シ	一昨三日常任委員補闕選舉ノ結果左ノ如シ
豫算委員 若宮 貞夫君 (行吉角治君)	豫算委員 若宮 貞夫君 (行吉角治君)
第九部選出 大石 大君 (馬場元治君)	第九部選出 大石 大君 (馬場元治君)
懲罰委員 (補闕) 高見 之通君	懲罰委員 (補闕) 高見 之通君
一昨三日委員長及理事互選ノ結果左ノ如シ	一昨三日委員長及理事互選ノ結果左ノ如シ
地方鐵道法中改正法律案(政府提出)外一件委員員	地方鐵道法中改正法律案(政府提出)外一件委員員
委員長 理事 森田重次郎君	委員長 理事 福田 梯夫君
坪山 德彌君	坪山 德彌君
一昨三日特別委員理事補闕選舉ノ結果左ノ如シ	一昨三日特別委員理事補闕選舉ノ結果左ノ如シ
(鐵ノ輸入税免除ニ關スル件)(政府提出)外一件委員員	(鐵ノ輸入税免除ニ關スル件)(政府提出)外一件委員員
理事 卵尾田毅太郎君 (理事原玉重君)	理事 卵尾田毅太郎君 (理事原玉重君)
顧前川 正一君	顧前川 正一君

○議長(小山松壽君) 砂田重政君ヨリ故藤大使歸還ノ件ニ付議事進行ニ關スル發言ヲ求メラレテ居リマス、此ノ際之ヲ許可致シマス——砂田重政君
○議長(小山松壽君) 起立總員
○議長(小山松壽君) 仍テ全會一致可決致シマシタ
○議長(小山松壽君) (拍手起立)
○議長(小山松壽君) (拍手起立)

○砂田重政君 簡単デアリマスカラ自席カラノ發言ヲ御許願ヒマス
○議長(小山松壽君) 宜シウゴザイマス
○砂田重政君 故前駐米齋藤大使ノ逝去ニ當リマジテ、新聞紙ノ報ズル所ニ依リマスレバ、亞米利加ニ於テハ軍艦ヲ以テ其ノ遺骸ヲ日本ニ送ルコトニ決定ヲ致シタヤウニ承諾テ居リマス、亞米利加ノ例ヲ聞カナイ所デアリマス、亞米利加ノ好意ニ對シテ吾々ハ大いニ感激ヲ致ス者デアリマス(拍手)殊ニ新聞ノ報ズル所ニ依リマスレバ、亞米利加ノ下院ニ於キマシテ一議員ヨリ此ノ事ニ付テ發言ガアリ、齋藤前大使ノ遺族ニ對シテ敬弔ノ意ヲ表スルト共ニ、其ノ祖國ニ對シテ深甚ナル弔意ヲ表スルト云フ發言ガアツタヤウニ承ツテ居リマス、日米兩國ノ外交上ノ親交ハ吾々常ニ最
○議長(小山松壽君) 是ヨリ會議ヲ開キマス、諸君、一昨日内親王殿下御誕生アラルトテ居タルニ付、昨三日議長ハ宮城竝ニ大
○國務大臣(有田八郎君) 只今砂田君カラ前駐米大使故齋藤博君ノ薨去ニ際シテ、外務大臣有田八郎君

○國務大臣(有田八郎君) 只今砂田君カラ前駐米大使故齋藤博君ノ薨去ニ際シテ、外務大臣有田八郎君

國務次官ガ堀内大使ニ對シテ申述ベタ所ニ
依ツテ明デアルノデアリマス、此ノ點ニ付
キマシテハ帝國政府トシテ、深ク米國政府
ノ好意ニ感激致シテ居ル次第アリマス（拍
手）目下日米ノ關係ガ此ノ支那事變ヲ廻リ
マシテ、色々ノ困難ニ直面シテ居ルコトハ
事實デアリマス、然ルニ此ノ時ニ當リマシ
テ、斯ノ如キ友好的ノ意思表示ガ爲サレマ
シタト云フコトハ、日米兩國國交ノ根柢ガ
實ニ深イモノガアル爲デアルト信ズルノデ
アリマス（拍手）帝國政府ニ於キマシテハ、
米國政府ガ斯ノ如キ申出ニ依ツテ示サレマ
シタ精神、又此ノ際米國官民一般ノ示サレ
タ此ノ感情トニ對シマシテ、感謝ノ意ヲ表
シマスト共ニ、是ト同様ノ精神ヲ以テ、日
米關係ニ處シテ行キタイト考ヘテ居ル次第
デアリマス

〔拍手起ル〕

○服部崎市君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ
提出致シマス、即チ日程第九乃至第十一ノ
三案ヲ繰上ゲ一括上程シ、其ノ審議ヲ進メ
ラレンコトヲ望ミマス

○議長（小山松壽君） 服部君ノ動議ニ御異
議アリマセヌカ
〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○議長（小山松壽君） 御異議ナシト認メマ
ス、仍テ日程ノ順序ハ變更セラマシタ、
日程第九、軍馬資源保護法案、日程第十、
種馬統制法案、日程第十一、競馬法ノ臨時
特例ニ關スル法律案、右三案ヲ一括シテ第
一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求
メマス——委員長東武君

一種馬統制法案（政府提出） 報告書
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

昭和十四年三月三日

衆議院議長 小山松壽殿

武

第十一 競馬法ノ臨時特例ニ關スル法
律案（政府提出） 第一讀會ノ續（委員長報告）

報告書
一競馬法ノ臨時特例ニ關スル法律案（政
府提出）

次ニ競馬法ノ臨時特例ニ關スル法律案
ハ、現行競馬法ノ納付金ガ「百分ノ八」トア
ルノヲ、今度ハ「百分ノ十一・五」ニ増加ス
ルト云フ法律案デアリマス、昭和十四年度ニ
ト推定致シマシテ、政府納付金見込額ガ約

千七百八十七万圓トナルノデアリマスガ、

之ヲ前年度納付金ニ比較致シマスルト、約

七百六十三万圓ト云フ增加額ニナル豫定デ

アリマス、現在ノ時局ニ鑑ミマシテ、此ノ

過ト結果ニ付テ御報告申上げマス、本委員

會ハ二月十四日ヨリ昨日マデ引續キ十三回

ニカリ開會致シ、委員諸君ハ勿論政府委員

ニ於カセラレテモ、熱心ニ質疑應答ヲ重ネ、

第十一條 競馬競走ノ施行者優等馬票

ヲ發行シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ

依リ其ノ發行ニ依リ得タル金額ノ百分

ノ二十五以内ノ金額ヲ收得スルコトヲ

得

前項ノ場合ニ於テ鍛錬馬競走ノ施行者

ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ納付金ヲ軍用

保護馬鍛錬中央會ニ納付スペシ

前項ノ納付金ハ軍用保護馬鍛錬中央會

ノ目的ヲ達スル爲必要ナル經費ニ充ツ

ルコトヲ要ス

鍛錬馬場ノ開設又ハ維持、競走ノ觀覽、優

等馬票ノ發行又ハ購買、拂戻金又ハ賞金ノ

交付又ハ受領其ノ他鍛錬馬競走ノ施行又ハ

開催ニ關シテハ地方稅ヲ課スルコトヲ得

ズ

○議長（小山松壽君） 服部君ノ動議ニ御異
議アリマセヌカ
〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○議長（小山松壽君） 御異議ナシト認メマ
ス、仍テ日程ノ順序ハ變更セラマシタ、

日程第九、軍馬資源保護法案、日程第十、

種馬統制法案、日程第十一、競馬法ノ臨時

特例ニ關スル法律案、右三案ヲ一括シテ第

一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求

メマス——委員長東武君

第九 軍馬資源保護法案（政府提出）

第一讀會ノ續（委員長報告）

第十 種馬統制法案（政府提出）

第一讀會ノ續（委員長報告）

官報號外

第四條 國際電氣通信株式會社法中改正
法律案(政府提出) 第一讀會
國際電氣通信株式會社法中改正法律案
國際電氣通信株式會社法中左ノ同改正ス
第一條中「其ノ附屬設備」ノ下ニ「(國內電
氣通信ニ共用セラルル通信ケーブル設備
及其ノ附屬設備ヲ含ム)」ヲ加フ
第二條 國際電氣通信株式會社ハ前條ニ
定ムルモノノ外政府ノ命令ニ依リ又ハ
其ノ認可ヲ受ケ左ノ事業ヲ營ムコトヲ
得
一 外國ニ於ケル電氣通信事業ノ經營
二 外國ニ於ケル電氣通信ノ設備及其
ノ附屬設備ノ貸付
三 電氣通信ノ設備及其ノ附屬設備ノ
建設及保守ノ請負
四 電氣通信ノ用品ノ製造及販賣
五 前四號ニ掲タル事業ニ對スル投資
第三條及第四條中「主務大臣」ヲ「政府」ニ
改ム

第五條 國際電氣通信株式會社ノ株式ハ
記名式トス

國際電氣通信株式會社ノ株主ハ政府、
公共團體、帝國臣民又ハ帝國法人ニシ
テ社員、株主若ハ業務ヲ執行スル役員
ノ半數以上、資本ノ半額以上若ハ議決
權ノ過半數カ外國人若ハ外國法人ニ屬
セザルモノタルコトヲ要ス

勅令ノ定ムル法人ニシテ特ニ政府ノ許
可ヲ受ケタルモノハ前項ノ規定ニ拘ラ
ス國際電氣通信株式會社ノ株主ト爲ル
コトヲ得

第六條 政府ハ國際電氣通信株式會社ニ
對シ其ノ資本ノ半額ヲ限リ出資スルコ
トヲ得

政府所有ノ株式ノ株金拂込ハ其ノ他ノ
株式ノ株金拂込ト之ヲ異ニスルコトヲ
得

政府ハ國ノ所有ニ屬スル第一條ニ掲ク

第六條ノ二 前條ノ規定ニ依リ政府ニ於
其ノ附屬設備ヲ含ム」ヲ加フ
第二條 國際電氣通信株式會社ハ前
條ニ依リ該設備使用ニ對シ國際電氣通
信株式會社ニ交付金ヲ交付ス
第八條ノ二 國際電氣通信株式會社ハ商
法ニ規定スル制限ヲ超エテ社債ヲ募集
スルコトヲ得但シ社債ノ總額ハ拂込ミ
タル株金額ノ三倍ヲ超ユルコトヲ得ス
社債ヲ募集スル場合ニ於ケル株主總會
ノ決議ハ資本ノ半額以上ニ當ル株主出席
シ其ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲
スコトヲ得

第八條ノ三 政府ハ社債ノ元本ノ償還及
利息ノ支拂ニ付保證スルコトヲ得

前項ノ保證ニ因ル政府ノ支出金ハ通信
事業特別會計ノ業務勘定ノ歲出トス
ノ決議ハ資本ノ半額以上ニ當ル株主出席
シ其ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲
スコトヲ得

第十二條ノ二 政府ハ公益上必要アリト
認ムルトキハ國際電氣通信株式會社ニ
對シ電氣通信ノ技術ノ研究ニ關シ必要
ナル事項ヲ擔任セシムヘシ
政府ハ前項ノ技術者カ其ノ職務ヲ怠リ
又ハ其ノ職務ヲ行フニ當リ不當ナル行
爲ヲ爲シタルトキハ其ノ解任ヲ命スル
コトヲ得

第十二條ノ三 國際電氣通信株式會社ハ
命令ノ定ムル技術者ヲ選任シ技術ニ關
スル事項ヲ擔任セシムヘシ
政府ハ前項ノ技術者カ其ノ職務ヲ怠リ
又ハ其ノ職務ヲ行フニ當リ不當ナル行
爲ヲ爲シタルトキハ其ノ解任ヲ命スル
コトヲ得

第十二條ノ四 國際電氣通信株式會社ハ
每營業期ニ於ケル配當シ得ヘキ利益金
額カ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂
込金額ニ對シ年百分ノ六ノ割合ニ達ス
ル迄政府ノ所有スル株式ニ對シ利益ノ
配當ヲ爲スコトヲ要セス

第十四條ノ五 國際電氣通信株式會社左
ノ事項ニ付登記ヲ受クル場合ニ於テハ
其ノ登録税ノ額ハ左ノ額トス

第六條ノ五 國際電氣通信株式會社事
業計畫ヲ設定シ又ハ變更セムトスルト
キハ政府ノ認可ヲ受クヘシ
第十三條 取締役及監查役ノ選任及解
任、定款ノ變更、利益金ノ處分、合併
並解散ノ決議ハ政府ノ認可ヲ受クルニ
非サレハ其ノ效力ヲ生セス
政府ハ國際電氣通信株式會社ノ決議又
ハ取締役若ハ監査役ノ行爲力法令、法
令ニ基キテ爲ス處分若ハ定款ニ違反シ
又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ其ノ決
議ヲ取消シ又ハ取締役若ハ監査役ヲ解
任スルコトヲ得

第十四條中「主務大臣」ヲ「政府」ニ改ム
第十四條ノ一 政府ハ國際電氣通信株式
會社監理官ヲ置キ國際電氣通信株式會
社ノ業務ヲ監視セシム
第十四條ノ二 政府ハ國際電氣通信株式會社監
理官ハ何時ニテモ國際電氣通信株式會
社ノ金庫、帳簿及諸般ノ文書物件ヲ検
査スルコトヲ得

國際電氣通信株式會社監理官必要ト認
ムルトキハ何時ニテモ國際電氣通信株
式會社ニ命シ業務ニ關スル諸般ノ計算
及狀況ヲ報告セシムルコトヲ得

第十四條ノ三 國際電氣通信株式會社監
理官ハ何時ニテモ國際電氣通信株式會
社ノ金庫、帳簿及諸般ノ文書物件ヲ検
査スルコトヲ得

國際電氣通信株式會社監理官ハ株主總
會其ノ他諸般ノ會議ニ出席シ意見ヲ陳
述スルコトヲ得

第十四條ノ四 國際電氣通信株式會社ハ
ノ他之ニ準スヘキモノハ前條ノ規定ニ
依リ所得稅及營業收益稅ヲ免除セラレ
タル國際電氣通信株式會社ノ事業ニ對
シ地方稅ヲ課スルコトヲ得ス但シ特別
ノ事情ニ基キ政府ノ認可ヲ受ケタル場
合ハ此ノ限ニ在ラス

第十四條ノ七 北海道、府縣及市町村其
ノ事項ニ付登記ヲ受クル場合ニ於テハ
其ノ登録税ノ額ハ左ノ額トス

於ケル配當シ得ヘキ利益金額カ政府
外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込金額ニ對
シ年百分ノ六ノ割合ヲ超過スル場合ニ
爲サムトスルトキハ其ノ超過スル利益
額ハ利益配當力總株式ニ付拂込ミタ
ル株金額ニ對シ均一ノ割合ニ達スル迄政
府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込金額及
政府ノ所有スル株式ノ拂込金額ニ對シ
ト五トノ割合ヲ以テ之ヲ配當スヘシ
國際電氣通信株式會社前項ノ規定ニ依
リ利益ノ配當金カ其ノ拂込株金額ニ對シ
四年三月三十一日以前ニ於テ發行シタ
ル政府以外ノ者ノ所有スル株式ニ對ス
ル利益配當金カ其ノ拂込株金額ニ對シ
年百分ノ七ノ割合ニ達セサルトキハ勅
令ノ定ムル營業期及爾後十年間ヲ限り
政府ノ所有スル株式ニ對スル配當ニ充
ツヘキ利益金ヲ以テ之ニ達スル迄該株
式ニ對シ利益ノ配當ヲ爲スコトヲ得
ハ命令ノ定ムル所ニ依リ昭和十五年一
月一日ヨリ十年間其ノ通信ケーブル設
備ヲ以テ營ム事業ニ付所得稅及營業收
益稅ヲ免除ス

第十四條ノ六 國際電氣通信株式會社ニ
ハ命令ノ定ムル所ニ依リ昭和十五年一
月一日ヨリ十年間其ノ通信ケーブル設
備ヲ以テ營ム事業ニ付所得稅及營業收
益稅ヲ免除ス

第十四條ノ七 北海道、府縣及市町村其
ノ事項ニ付登記ヲ受クル場合ニ於テハ
其ノ登録税ノ額ハ左ノ額トス

一 第六條第三項ニ規定スル出資ニ因
ル資本ノ増加

第六條第三項ニ規定スル出資ニ因
ル資本ノ増加

二 第六條第三項ニ規定スル出資ニ基
ク不動産ニ關スル權利ノ取得

不動産ノ價格ノ千分ノ一
増資拂込株金額ノ千分ノ一

第十四條第九項ニ規定スル出資ニ基
勅令ノ定ムル所ニ依リ國際電氣通信株
式會社カ第一條ニ掲タル設備ノ建設及
保守ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

第十六條第一項ヲ左ノ如ク改ム

國際電氣通信株式會社カ本法若ハ本法

ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲

ス處分ニ違反シタルトキハ取締役又ハ

其ノ職務ヲ行フ監査役ヲ百圓以上五千

圓以下ノ過料ニ處ス

第十六條ノ二 本法ヲ朝鮮、臺灣又ハ樺

太ニ施行スル場合ニ於テ必要アルトキ

ハ勅令ヲ以テ特別ノ規定ヲ爲スコトヲ

得

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

政府國際電氣通信株式會社法第六條第三

項ノ規定ニ依リ出資ヲ爲サントスルトキ

ハ出資ノ目的タル財產ノ價格及之ニ對シ

テ與フル株式ノ數ニ付政府出資財產評價

委員會ノ議ヲ經ベシ

政府出資財產評價委員會ニ關スル規程ハ

勅令ヲ以テ之ヲ定ム

政府ハ一般會計ニ屬スル國際電氣通信株

式會社ノ株式ヲ有價ニテ通信事業特別會

計ニ保管換ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ保管換ヲ爲ス株式ノ對

價タル支出金ハ通信事業特別會計ノ資本

勘定ノ歲出トシ其ノ株式ハ同特別會計ノ

資本所屬物件トス

(國務大臣鹽野季彥君登壇)

○國務大臣(鹽野季彥君)只今議題トナリ
マシタ國際電氣通信株式會社法中改正法律

案ノ提案理由ヲ説明致シマス、現下内外ノ

鑑ミマスルニ、日滿支三國ノ國防、政治、

經濟及ビ文化ノ緊密ナル互助連繫ヲ確保ス

ルニ必要ナル東亞電氣通信網ヲ整備致シマ

スコトハ、東亞ノ新秩序確立上不可缺且ツ

喫緊ノ一要目デアリマス、隨ヒマシテ日滿

支三國ノ主要都市ヲ連絡スル安固堅牢ナル

通信「ケーブル」ノ急速ナル整備ヲ企圖スル

コトガ肝要デアリマシテ、是ガ爲ニハ我國

ノ適當ナル民間機關ヲシテ、滿洲及ビ支那

ノ各通信事業經營機關關ト緊密ナル連繫ヲ保

ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲

ス處分ニ違反シタルトキハ取締役又ハ

其ノ職務ヲ行フ監査役ヲ百圓以上五千

圓以下ノ過料ニ處ス

第十六條ノ二 本法ヲ朝鮮、臺灣又ハ樺

太ニ施行スル場合ニ於テ必要アルトキ

ハ勅令ヲ以テ特別ノ規定ヲ爲スコトヲ

得

第五 懲員健康保險法案(政府提出)
第一 読會

職員健康保險法案

第一章 總則

第一條 職員健康保險ニ於テハ被保險者

ノ疾病、負傷、死亡又ハ分娩ニ關シ保

險者ハ被保險者ニ依リ

生計ヲ維持スル者(以下世帶員ト稱ス)

ノ疾病又ハ負傷ニ關シ保險給付ヲ爲ス

コトヲ得

第二條 本法ニ於テ報酬ト稱スルハ事業

ニ使用セラル者ガ勞務ノ對償トシテ

受クル俸給、給料又ハ賃金及之ニ準ズ

ベキモノヲ謂フ

俸給、給料又ハ賃金ニ準ズベキモノノ

範圍及評價ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ

定ム

第三條 報酬ノ額ニ基キ保險料又ハ保險

給付ノ額ヲ定ムル場合ニ於テハ標準報

酬ニ依リ之ヲ算定ス

標準報酬ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之

ヲ定ム

第四條 保險料其ノ他本法ニ依ル徵收金

ヲ徵收シ又ハ其ノ還付ヲ受クル權利及

保險給付ヲ受クル權利ハ一年ヲ經過シ

タルトキハ時效ニ因リテ消滅ス

前項ノ時效ノ中斷、停止其ノ他ノ事項

ニ關シテハ民法ノ時效ニ關スル規定ヲ

準用ス

命令ノ定ムル所ニ依リ保險者ノ爲ス保

險料其ノ他本法ニ依ル徵收金ノ徵收ノ

告知ハ民法第百五十三條ノ規定ニ拘ラ

ズ時效中斷ノ效力ヲ有ス

第六條 懲員健康保險ニ關スル書類ニハ
印紙稅ヲ課セズ
保險給付トシテ支給ヲ受ケタル金品ヲ
標準トシテ租稅其ノ他ノ公課ヲ課セズ
渡シ又ハ差押フルコトヲ得ズ
第八條 保險者又ハ被保險者ヲ受クベキ
者ハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ
戶籍ニ關シ戸籍事務ヲ管掌スル者又ハ
其ノ代理者ニ對シ無償ニテ證明ヲ求ム
ルコトヲ得

前項ノ規定ハ第一條第二項ノ保險給付

ヲ爲ス場合ニ於テハ世帶員又ハ世帶員

タリシ者ノ戸籍ニ關シ之ヲ準用ス

ルコトヲ得

第九條 保險者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ

被保險者ヲ使用スル事業主ヲシテ其ノ

使用スル者ノ異動及報酬ニ關シ報告ヲ

爲サシヌ、文書ヲ提示セシヌ其ノ他職

員健康保險ノ施行ニ必要ナル事務ヲ行

ハシムルコトヲ得

第十條 行政官廳ハ必要アリト認ムルト

キハ被保險者ノ異動及報酬竝ニ保險給

付ノ決定ニ關シ當該官吏ヲシテ被保險

者又ハ被保險者タリシ者ノ勤務場所ニ

就キ關係者ニ對シ質問ヲ爲シ又ハ帳簿

書類其ノ他ノ検査ヲ爲サシムルコトヲ

得

第十一條 主務大臣ハ本法ニ規定スル其

ノ職權ノ一部ヲ命令ヲ以テ行政官廳ニ

委任スルコトヲ得

第十二條 保險料其ノ他本法ニ依ル徵收

金ヲ滯納スル者アルトキハ保險者ハ期

限ヲ指定シテ之ヲ督促スベシ

前項ノ規定ニ依リ督促ヲ爲シタル場合

ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ督促手

數料及延滞金ヲ徵收ス

第十三條 前條ノ規定ニ依ル督促ヲ受ケ

タル者其ノ指定ノ期限迄ニ保險料其ノ
他本法ニ依ル徵收金ヲ納付セザルトキ

ハ保険者ハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ處分シ又ハ滯納者若ハ其ノ者ノ財産ノ在ル市町村ニ對シ之ガ處分ヲ請求スルコトヲ得但シ職員健康保険組合ガ保険者ナル場合ニ於テ國稅滯納處分ノ例ニ依リ處分スルコトヲ得ルハ市町村ニ對シ處分ヲ請求スルモ市町村ガ其ノ請求ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ其ノ處分ニ著手セズ又ハ九十日以内ニ之ヲ結了セザル場合ニ限ル前項但書ノ規定ニ依リ職員健康保険組合ガ國稅滯納處分ノ例ニ依リ處分ヲ爲ス場合ニ於テハ主務大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

保険者ガ第一項ノ規定ニ依リ市町村ニ對シ處分ヲ請求シタルトキハ市町村ハ市町村稅ノ例ニ依リ之ヲ處分ス此ノ場合ニ於テハ保険者ハ徵收金額ノ百分ノ四ニ相當スル金額ヲ當該市町村ニ交付スペシ

第十四條 保険料其ノ他本法ニ依ル徵收金ノ先取特權ノ順位ハ市町村其ノ他のニ準ズベキモノノ徵收金ニ次ギ他ノ公課ニ先ツモノトス

第十五條 保険料其ノ他本法ニ依ル徵收金ニ關スル書類ノ送達ニ付テハ國稅徵收法第四條ノ七及第四條ノ八ノ規定ヲ準用ス

第十六條 本法ハ國、北海道、府縣、市町村其ノ他ニ準ズベキモノノ事業ニ使用セラル者ニ之ヲ適用セズ

第十七條 本法中町村トアルハ町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ之ニ準ズベキモノトス

第二章 被保險者

第十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル事業所ニシテ市又ハ主務大臣ノ指定スル町村（以下指定町村ト稱ス）ニ在ルモノニ使用セラル者ハ職員健康保険

ノ被保險者トス 一 物ノ販賣ニ關スル事業

二 金融又ハ保險ニ關スル事業

三 物ノ保管又ハ貯貸ニ關スル事業

四 媒介周旋ニ關スル事業

五 集金、案内又ハ廣告ニ關スル事業

六 前各號ニ掲タルモノノ外勅令ヲ以テ指定スル事業

前項第一號乃至第五號ニ掲タル事業ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第一項ノ規定ニ拘ラズ左ノ各號ノ一一該當スル者ハ職員健康保険ノ被保險者トセズ

一 第一項ニ規定スル者ヲ當時十人未満使用スル事業所ニ使用セラル者

二 健康保険ノ被保險者及健康保險法第十四條第一項ノ規定ニ依リ健康保

險ノ被保險者ト爲ルコトヲ得ル者

三 一年ノ報酬千二百圓ヲ超エル者

四 前各號ニ掲タル者ノ外勅令ヲ以テ指定スル者

第十九條 健康保険ノ被保險者タル職員ヲ使用スル事業主ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ職員ヲ事業所毎ニ包括シテ職員健康保険ノ被保險者ト爲スコトヲ得

前項ノ認可ヲ申請スルニハ被保險者ト爲ルベキ者ノ二分ノ一以上ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第二十條 前條ノ認可アリタルトキハ其ノ事業所ニ使用セラル職員ハ職員健

保険ノ被保險者トス

第二十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル事業所ノ事業主ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ事業所ニ使用セラル者ヲ包括シテ職員健康保険ノ被保險者ト爲スコトヲ得

ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十二條 前條ノ認可アリタルトキハ其ノ事業所ニ使用セラル者ハ被保險者ノ四

其ノ事業所ニ使用セラル者ハ職員健康保険ノ被保險者トス

又ハ指定町村ニ在ルモノニ至リタルトキハ其ノ日ヨリ其ノ資格ヲ喪失ス

第三 前二號ニ掲タルモノノ外勅令ヲ以テ指定スル事業所ニシテ市

時十人未満使用スル事業所ニシテ市

又ハ指定町村ニ在ルモノニ至リタルトキハ其ノ日ヨリ其ノ資格ヲ喪失ス

三 前二號第一項ニ規定スル者ヲ常時十人未満使用スル事業所ニシテ市

又ハ指定町村ニ在ルモノニ至リタルトキハ其ノ日ヨリ其ノ資格ヲ喪失ス

四 第十九條第一項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十三條 第十八條ニ規定スル事業所ガ左ノ各號ノ一一該當スルニ至リタルトキハ其ノ事業所ニ付第二十一條ノ認可アリタルモノト看做ス

一 第十八條第一項ニ規定スル者ハ當時十人未満使用スル事業所ト爲ルニ至リタルトキ

二 市又ハ指定町村以外ノ地ニ在ルニ至リタルトキ

三 第二十一條第一項第三號ノ規定ニ依リ指定スル事業所ト爲ルニ至リタルトキ

十二條ノ規定ニ依ル被保險者ハ其ノ業務ニ使用セラルニ至リタル日又ハ第一

十八條第三項第二號乃至第四號、第二十條第二項若ハ第二十二條第二項ノ規定ニ該當セザルニ至リタル日ヨリ其ノ

資格ヲ取得ス

第二十五條 第十八條、第十條及第二十二條ノ規定ニ依ル被保險者ハ死亡シタル日、其ノ業務ニ使用セラレザルニ至

リタル日又ハ第十八條第三項第二號乃至第四號、第二十條第二項若ハ第二十二條第二項ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ資格ヲ喪失ス

第二十六條 第二十條又ハ第二十二條ノ規定ニ依ル被保險者ヲ使用スル事業主ハ主務大臣ノ認可アリタルトキハ其ノ日ヨリ其ノ資格ヲ喪失ス

第二十七條 第二十五條ノ規定ニ依リ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル者ニシテ喪失ノ前二月以上引續キ被保險者タリシモノハ勅令ノ定期ムル所ニ依リ繼續シテ被保險者ト爲ルコトヲ得

第二十八條 前條ノ規定ニ依ル被保險者ハ前條ノ規定ニ依リ被保險者ト爲リタル日ヨリ六月ヲ經過シタルトキ其ノ他勅令ヲ以テ定期ムル事由ニ該當スルニ至

リタルトキハ其ノ資格ヲ喪失ス

第二十九條 職員健康保険ノ保険者ハ政府及職員健康保険組合トス

第三十條 政府ハ職員健康保険組合ノ組合員ニ非ザル被保險者ノ保險ヲ管掌ス

第三十一條 職員健康保険組合ハ其ノ組合員タル被保險者ノ保險ヲ管掌ス

第三十二條 職員健康保険組合ハ事業主及其ノ事業所ニ使用セラル被保險者ヲ以テ之ヲ組織ス

職員健康保険組合ハ法人トス

第三十三條 一又ハ二以上ノ事業所ニ付

被保険者當時三百人以上ヲ使用スル事業主ハ職員健康保険組合ヲ設立スルコトヲ得

被保険者ヲ使用スル二以上ノ事業主ハ共同シテ職員健康保険組合ヲ設立スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ被保険者ノ員數ハ合算シテ當時三百人以上タルコトヲ要ス

第三十四條 職員健康保険組合ヲ設立セントスルトキハ組合員タル資格ヲ有スル被保険者ノ二分ノ一以上ノ同意ヲ得規約ヲ作り主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

二以上ノ事業所ニ付職員健康保険組合ヲ設立セントスル場合ニ於テハ前項ノ同意ハ各事業所ニ付之ヲ得ルコトヲ要ス

第三十五條 前二條ノ規定ニ於テ被保険者アルハ第十九條第一項又ハ第二十一条第一項ノ規定ニ依ル認可ノ申請ト同様ニ職員健康保険組合ノ設立認可ノ申請ヲ爲ス場合ニ在リテハ被保険者ト爲ルベキ者トス

第三十六條 主務大臣ハ一又ハ二以上ノ事業所ニ付第十八條ノ規定ニ依ル被保険者當時五百人以上ヲ使用スル事業主ニ對シ職員健康保険組合ノ設立ヲ命ズルコトヲ得

第三十七條 前條ノ規定ニ依リ職員健康保険組合ノ設立ヲ命ゼラレタル事業主ハ規約ヲ作り設立ニ付主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第三十八條 職員健康保険組合ハ設立ノ認可ヲ受ケタル時ニ成立ス

第三十九條 職員健康保険組合成立シタルトキハ事業主及其ノ事業所ニ使用セラル被保険者ハ總テ之ヲ組合員トス

第四十條 職員健康保険組合ノ規約ノ變更ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第四十一條 主務大臣ハ職員健康保険組合ニ對シ其ノ事業及財産ニ關シ報告ヲ爲サシメ、其ノ状況ヲ検査シ、規約ノ變更ヲ命ジ其ノ他監督上必要ナル命令

又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第四十二條 職員健康保険組合ノ役員ニシムルコトヲ得

ガ保険給付其ノ他ノ執行スベキ職務ヲ執行セザルトキハ主務大臣ハ官吏其ノ他ノ者ヲ指定シテ其ノ職務ヲ執行セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ其ノ職務ノ執行ニ要スル費用ハ職員健康保険組合ノ負擔トス

第四十三條 主務大臣ハ職員健康保険組合ノ決議又ハ役員ノ行爲ガ法令、規約若ハ主務大臣ノ命令若ハ處分ニ違反シ又ハ公益ヲ害シ若ハ害スルノ虞アリト認ムルトキ又ハ組合ノ事業若ハ財産ノ状況ニ依リ其ノ事業ノ繼續ヲ困難ナリト認ムルトキハ決議ヲ取消シ、役員ヲ解職シ又ハ組合ノ解散ヲ命ズルコトヲ得

第四十四條 解散ニ因リテ消滅シタル職員健康保険組合ノ権利義務ハ政府之ヲ承繼ス

第四十五条 本法ニ規定スルモノノ外職員健康保険組合ノ管理、財産ノ保管及利用方法、分合、解散其ノ他職員健康保険組合ニ付主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

ハ規約ヲ作り設立ニ付主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第三十六條 同時ニ二以上ノ事業所ニ使用セラル被保険者ハ總テ之ヲ組合員トス

第三十九條 職員健康保険組合ノ規約ノ變更ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

並ニ療養費ノ額及支給方法ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

保険者ハ第一項ノ規定ニ拘ラズ勅令ノ定ムル所ニ依リ被保険者ノ疾病又ハ負傷ニ關シ療養費ノ支給ニ代ヘテ療養ノ給付ヲ爲スコトヲ得

第四十九條 療養費ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ關シ其ノ治療費ヲ支給スルコトヲ得但シ其ノ療養ヲ始メタル日ヨリ起算シ六月ヲ経過シタル後ノ療養ニ付テハ之ヲ支給セズ

第五十条 主務大臣ノ指定スル疾病ニ關シテハ保険者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ期間ヲ超エ尙六月以内ノ療養ニ付繼續シテ療養費ヲ支給スルコトヲ得但シ其ノ療養ヲ始メタル日以前勅令ノ定ムル期間引續キ被保険者タリシ者ニ限ル

第五十一条 被保険者ガ死亡シタル場合ニ於テ前項ノ規定ニ依リ埋葬料ノ支給ヲ受クベキ者ナキトキハ埋葬ヲ行ヒタル者ニ對シ前項ノ金額ノ範圍内ニ於テ其ノ埋葬ニシテ報酬月額ノ一月分ニ相當スル金額ヲ支給ス但シ其ノ金額が三十圓トス

第五十二条 被保険者が死亡シタル場合ニ於テ前項ノ規定ニ依リ埋葬料ノ支給ヲ受クベキ者ナキトキハ埋葬ヲ行ヒタル者ニ對シ前項ノ金額ノ範圍内ニ於テ其ノ埋葬ニシテ報酬月額ノ一月分ニ相當スル金額ヲ支給ス

第五十三条 保険者ハ被保険者ヲ產院ニ收容シ又ハ助産ノ手當ヲ爲スコトヲ得トシテ分娩ノ前後勅令ヲ以テ定ムル期間一日ニ付報酬日額ノ百分ノ五十二相当スル金額ヲ支給ス

第五十四条 分娩ニ關スル保險給付ニ付テハ勅令ヲ以テ分娩前一定ノ期間被保険者タリシ者ニ非ザレバ之ヲ爲サザルコトヲ定ムルコトヲ得

第五十五条 出産手當金ノ支給ス

第五十六条 被保険者ノ資格ヲ喪失シテハ保險者ハ第一項ノ規定ニ拘ラズ勅令ノ定ムル所ニ依リ傷病手當金ノ支給ノ待定期ヲ短縮シ又ハ廢スルコトヲ得

第五十七条 傷病手當金ノ支給期間ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾

病ニ關シテハ三月ヲ以テ限度トス但シ日給ヲ受クル被保険者ニ付テハ六月ヲ

前項ノ療養費ヲ支給スベキ療養ノ範圍

以テ限度トスニ之ヲ準用ス

傷病手當金ハ其ノ支給期間ヲ經過セザルトキト雖モ療養費ノ支給ヲ爲シ得ル期間ヲ超過スルニ至リタルトキハ之ヲ支給セズ

第五十八条 被保険者ガ死亡シタルトキハ被保険者ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニシテ埋葬ヲ行フモノニ對シ埋葬料トシテ報酬月額ノ一月分ニ相當スル金額ヲ支給ス但シ其ノ金額が三十圓トス

第五十九條 被保険者ガ死亡シタル場合ニ於テ前項ノ規定ニ依リ埋葬料ノ支給ヲ受クベキ者ナキトキハ埋葬ヲ行ヒタル者ニ對シ前項ノ金額ノ範圍内ニ於テ其ノ埋葬ニシテ報酬月額ノ一月分ニ相當スル金額ヲ支給ス

第六十条 保険者ハ被保険者ヲ產院ニ收容シ又ハ助産ノ手當ヲ爲スコトヲ得トシテ分娩ノ前後勅令ヲ以テ定ムル期間一日ニ付報酬日額ノ百分ノ五十二相当スル金額ヲ支給ス

第六十一条 分娩ニ關スル保險給付ニ付テハ勅令ヲ以テ分娩前一定ノ期間被保険者タリシ者ニ非ザレバ之ヲ爲サザルコトヲ定ムルコトヲ得

第六十二条 出産手當金ノ支給ス

第六十三条 保険者ハ被保険者ヲ產院ニ收容シ又ハ助産ノ手當ヲ爲スコトヲ得トシテ分娩ノ前後勅令ヲ以テ定ムル期間一日ニ付報酬日額ノ百分ノ五十二相当スル金額ヲ支給ス

第六十四条 分娩ニ關スル保險給付ニ付テハ勅令ヲ以テ分娩前一定ノ期間被保険者タリシ者ニ非ザレバ之ヲ爲サザルコトヲ定ムルコトヲ得

第六十五条 出産手當金ノ支給ス

第六十六条 被保険者ノ資格ヲ喪失シテハ保險者ハ第一項ノ規定ニ拘ラズ勅令ノ定ムル所ニ依リ傷病手當金ノ支給ノ待定期ヲ短縮シ又ハ廢スルコトヲ得

第六十七条 傷病手當金ノ支給期間ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾

病ニ關シテハ三月ヲ以テ限度トス但シ日給ヲ受クル被保険者ニ付テハ六月ヲ

前項ノ療養費ヲ支給スベキ療養ノ範圍

第六十八条 合ニ於テハ其ノ期間傷病手當金ハ之ヲ支給セズ

第六十九條 被保険者ノ資格ヲ喪失シテハ保險者ハ第一項ノ規定ニ拘ラズ勅令ノ定ムル所ニ依リ傷病手當金ノ支給ス

第七十条 傷病手當金ノ支給ス

第七十一条 分娩ニ關スル保險給付ニ付テハ勅令ヲ以テ分娩前一定ノ期間被保険者タリシ者ニ非ザレバ之ヲ爲サザルコトヲ定ムルコトヲ得

第七十二条 出産手當金ノ支給ス

第七十三条 保険者ハ被保険者ヲ產院ニ收容シ又ハ助産ノ手當ヲ爲スコトヲ得トシテ分娩ノ前後勅令ヲ以テ定ムル期間一日ニ付報酬日額ノ百分ノ五十二相当スル金額ヲ支給ス

第七十四条 分娩ニ關スル保險給付ニ付テハ勅令ヲ以テ分娩前一定ノ期間被保険者タリシ者ニ非ザレバ之ヲ爲サザルコトヲ定ムルコトヲ得

第七十五条 出産手當金ノ支給ス

第七十六条 被保険者ノ資格ヲ喪失シテハ保險者ハ第一項ノ規定ニ拘ラズ勅令ノ定ムル所ニ依リ傷病手當金ノ支給ス

第七十七条 傷病手當金ノ支給ス

第七十八条 分娩ニ關スル保險給付ニ付テハ勅令ヲ以テ分娩前一定ノ期間被保険者タリシ者ニ非ザレバ之ヲ爲サザルコトヲ定ムルコトヲ得

第七十九条 出産手當金ノ支給ス

第八十条 保険者ハ被保険者ヲ產院ニ收容シ又ハ助産ノ手當ヲ爲スコトヲ得トシテ分娩ノ前後勅令ヲ以テ定ムル期間一日ニ付報酬日額ノ百分ノ五十二相当スル金額ヲ支給ス

第八十一条 分娩ニ關スル保險給付ニ付テハ勅令ヲ以テ分娩前一定ノ期間被保険者タリシ者ニ非ザレバ之ヲ爲サザルコトヲ定ムルコトヲ得

第八十二条 出産手當金ノ支給ス

第八十三条 保険者ハ被保険者ヲ產院ニ收容シ又ハ助産ノ手當ヲ爲スコトヲ得トシテ分娩ノ前後勅令ヲ以テ定ムル期間一日ニ付報酬日額ノ百分ノ五十二相当スル金額ヲ支給ス

第八十四条 分娩ニ關スル保險給付ニ付テハ勅令ヲ以テ分娩前一定ノ期間被保険者タリシ者ニ非ザレバ之ヲ爲サザルコトヲ定ムルコトヲ得

第八十五条 出産手當金ノ支給ス

保険給付ヲ受クルコトヲ得ベカリシ期間繼續シテ同一保険者ヨリ其ノ給付ヲ受クルコトヲ得シ被保険者ノ資格喪失ノ日前勅令ノ定ムル期間引續キ被保險者タリシ場合ニ非ザレバ之ヲ受クルコトヲ得ザルモノト爲スコトヲ得

第五十七條 前條ノ規定ニ依リ保険給付ヲ受クル者ガ死亡シタルトキ、前條ノ規定ニ依リ保険給付ヲ受ケタル者ガ其ノ給付ヲ受クル者ニ至リタル日後三月以内ニ死亡シタルトキ又ハ其ノ他ノ被保險者タリシ者ガ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル日後三月以内ニ死亡シタルトキハ被保険者タリシ者ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニシテ埋葬ヲ行フモノハ最後ノ保険者ヨリ埋葬料ノ支給ヲ受クルコトヲ得

第五十八條 被保険者タリシ者ガ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル日後勅令ヲ以テ定ムル期間内ニ分娩シタルトキハ分娩ニ關シ被保険者トシテ受クルコトヲ得

第五十九條 前三條ノ規定ニ拘ラズ被保險者タリシ者ガ健康保険又ハ船員保険ノ被保險者ト爲リタルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ保険給付ヲ受クルコトヲ得

第六十條 保険者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ本章ニ規定スル保険給付ニ併セテ其ノ他ノ保険給付ヲ爲スコトヲ得

第六十一條 疾病ニ罹リ、負傷シ又ハ分娩シタル場合ニ於テ繼續シテ報酬ノ全部又ハ一部ヲ受クルコトヲ得ベキ者ニ對シテハ療養費ヲ支給セズ

第六十二條 前項各號ノニ該當スル場合トモ第一條第一項ノ保険給付ヲ爲スコトヲ得

第六十三條 第六十三條、第六十五條第一項及第二項、第六十八條並ニ第六十九條ノ規定ハ世帶員ニ之ヲ準用ス

第六十四條 被保険者ガ鬪争、泥醉若ハ著シキ不行跡ニ因リ又ハ故意ニ危害豫防ニ關スル業務上ノ監督者ノ指揮ニ從ハザルニ因リ事故ヲ生ゼシタルトキハ傷病手當金ノ全部又ハ一部ヲ支給セズ

第六十五條 被保険者又ハ被保險者タリシ者ガ左ノ各號ノニ該當スル場合ニ於テハ疾病、負傷又ハ分娩ニ關シ其ノ期間ニ係ル保険給付ハ之ヲ爲サズ

一 陸海軍ニ徵集又ハ召集セラレタルトキ

第六十六條 本法施行區域外ニ在ルトキハ留置セラレタルトキ

四 監獄、留置場又ハ勞役場ニ拘禁又ノ被保險者ト爲リタルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ保険給付ヲ爲スコトヲ得

第六十七條 保険者ハ被保險者ノ健康ヲ保合ニ限リ被保險者ニ非ザル者ヲシテ保険者ノ施設ヲ利用セシムルコトヲ得

第六十八條 保険者ハ其ノ施設ヲ利用スル者ニ依リナリ納付スベキ保険料ヲ被保險者ノ負擔スル保険料ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第六十九條 事業主ハ其ノ使用スル被保險者ノ負擔スベキ保険料ヲ納付スル義務ヲ負フ但シ第二十七條ノ規定ニ依ル前條ノ規定ニ依リナリ付テハ此ノ規定ハ之ヲ准用ス

第七十條 事業主ハ其ノ使用スル被保險者ニ支拂フベキ報酬ヨリ控除スルコトヲ得

第七十一條 保険者ハ事業ニ支障ナキ場合ニ限リ被保險者ニ非ザル者ヲシテ保険者ノ施設ヲ利用セラレタルトキハ療養費ヲ支給セズ

第七十二條 第六十三條、第六十五條第一項及第二項、第六十八條並ニ第六十九條ノ規定ハ第一條第一項ノ保険給付ヲ爲スコトヲ得

第七十三條 國庫ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ職員健康保険事業ニ要スル費用ノ一部ヲ負擔ス

第七十四條 保険者ハ職員健康保険事業ニ要スル費用ニ充ツル爲保険料ヲ徵収ス

第七十五條 被保險者ハ其ノ全額ヲ負擔ス但シ第二十七條ノ規定ニ依ル被保險料ノ算定ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七十六條 少額ノ報酬ヲ受クル被保險者ニ關スル保険料額ノ二分ノ一ヲ事業主ノ負擔スベキ割合ヲ増加スルコトヲ得

第七十七條 職員健康保険組合ハ第七十條ノ規定又ハ前條ニ基キテ發スル勅令ノ規定ニ拘ラズ其ノ規約ヲ以テ事業主ノ負擔スベキ保険料額ノ負擔ノ割合ヲ增加スルコトヲ得

第七十八條 被保險者ガ第六十五條第一項各號ノニ該當スル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ期間保険料ヲ徵收セズ

第七十九條 事業主ハ其ノ使用スル被保險者ノ負擔スベキ保険料ヲ納付スル義務ヲ負フ但シ第二十七條ノ規定ニ依ル前條ノ規定ニ依リナリ付テハ此ノ規定ハ之ヲ准用ス

第八十條 事業主ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ前條ノ規定ニ依リナリ付スベキ保険料ヲ被保險者ニ支拂フベキ報酬ヨリ控除スルコトヲ得

第八十一條 保険給付ニ關スル決定ニ不服アル者ハ第一次職員健康保険審査會ニ審査ヲ請求シ其ノ決定ニ不服アルトキハ第二次職員健康保険審査會ニ審査ヲ請求シ其ノ決定ニ不服アルトキハ通

第六十二條 前條ニ掲タル者ニ對シテ之ニ支給スベキ傷病手當金ノ一部ヲ支給セザルコトヲ得

第六十三條 保険者ハ其ノ他不正ノ行為ニ依リ保険給付ヲ受ケ又ハ受ケントキハ保険者ハ詐欺其ノ他不正ノ行為ニ依リ保険給付ノ全部又ハ一部ヲ支給ス

第六十四條 保険者ハ正當ノ理由ナクシテ前項ノ診斷ヲ受ケザル者ニ對シ保険給付ノ全部又ハ一部ヲ爲サザルコトヲ得

第六十五條 保険者ハ必要アリト認ムルトキハ保険給付ヲ受クル者ノ診斷ヲ行フコトヲ得

第六十六條 保険者ハ正當ノ理由ナクシテ前項ノ診斷ヲ受ケザル者ニ對シ保険給付ノ全部又ハ一部ヲ爲サザルコトヲ得

第六十七條 保険者ハ正當ノ理由ナクシテ前項ノ診斷ヲ受ケザル者ニ對シ保険給付ノ全部又ハ一部ヲ爲サザルコトヲ得

第六十八條 保険者ハ必要アリト認ムルトキハ保険給付ヲ受クル者ノ診斷ヲ行フコトヲ得

第六十九條 保険者ハ正當ノ理由ナクシテ前項ノ診斷ヲ受ケザル者ニ對シ保険給付ヲ爲サザルコトヲ得

第七十條 保険者ハ正當ノ理由ナクシテ前項ノ診斷ヲ受ケザル者ニ對シ保険給付ヲ爲サザルコトヲ得

第七十一條 保険者ハ正當ノ理由ナクシテ前項ノ診斷ヲ受ケザル者ニ對シ保険給付ヲ爲サザルコトヲ得

第七十二條 保険者ハ正當ノ理由ナクシテ前項ノ診斷ヲ受ケザル者ニ對シ保険給付ヲ爲サザルコトヲ得

第七十三條 保険者ハ正當ノ理由ナクシテ前項ノ診斷ヲ受ケザル者ニ對シ保険給付ヲ爲サザルコトヲ得

第七十四條 保険者ハ正當ノ理由ナクシテ前項ノ診斷ヲ受ケザル者ニ對シ保険給付ヲ爲サザルコトヲ得

第七十五條 保険者ハ正當ノ理由ナクシテ前項ノ診斷ヲ受ケザル者ニ對シ保険給付ヲ爲サザルコトヲ得

第七十六條 保険者ハ正當ノ理由ナクシテ前項ノ診斷ヲ受ケザル者ニ對シ保険給付ヲ爲サザルコトヲ得

第七十七條 保険者ハ正當ノ理由ナクシテ前項ノ診斷ヲ受ケザル者ニ對シ保険給付ヲ爲サザルコトヲ得

第七十八條 保険者ハ正當ノ理由ナクシテ前項ノ診斷ヲ受ケザル者ニ對シ保険給付ヲ爲サザルコトヲ得

第七十九條 保険者ハ正當ノ理由ナクシテ前項ノ診斷ヲ受ケザル者ニ對シ保険給付ヲ爲サザルコトヲ得

第八十條 保険者ハ正當ノ理由ナクシテ前項ノ診斷ヲ受ケザル者ニ對シ保険給付ヲ爲サザルコトヲ得

第八十一條 保険給付ニ關スル決定ニ不服アル者ハ第一次職員健康保険審査會ニ審査ヲ請求シ其ノ決定ニ不服アルトキハ第二次職員健康保険審査會ニ審査ヲ請求シ其ノ決定ニ不服アルトキハ通

常裁判所ニ訴ヲ提起スルコトヲ得

前項ノ審査ノ請求ハ时效ノ中斷ニ關シ
テハ之ヲ裁判上ノ請求ト看做ス

第八十二条 保険料其ノ他本法ニ依ル徵

收金ノ賦課若ハ徵收ノ處分又ハ第十三

條ノ規定ニ依ル處分ニ不服アル者ハ主

務大臣ニ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴

スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル訴願ニ關シテハ職員

健康保険組合ヲ訴願法ノ規定ニ依ル行

政廳ト看做ス

第八十三条 保険料其ノ他本法ニ依ル徵

收金ノ賦課又ハ徵收ノ處分ニ關シ訴願

ノ提起アリタルトキハ主務大臣ハ第二

次職員健康保険審査會ノ審査ヲ經テ裁

決ヲ爲スベシ

第八十四条 本法ニ規定スルモノノ外職

員健康保険審査會ニ關シ必要ナル事項

ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第八十五条 審査ノ請求、訴ノ提起又ハ訴

願若ハ行政訴訟ノ提起ハ處分ノ通知又

ハ決定書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ三十

日以内ニ之ヲ爲スベシ此ノ場合ニ於テ

審査ノ請求ニ付テハ訴願法第八條第三

項ノ規定ヲ、訴ノ提起ニ付テハ民事訴

訟法第百五十八條第二項及第百五十九

條ノ規定ヲ準用ス

第七章 賞罰

第八十六条 正當ノ理由ナクシテ第十條

ノ規定ニ依ル當該官吏ノ質問ニ對シ答

辯ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ答辯ヲ爲シ又ハ

其ノ検査ヲ拒ミ、妨げ若ハ忌避シタル

者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第八十七条 第九條ノ規定ニ依ル保険者

ノ請求アリタル場合ニ於テ正當ノ理由

ナクシテ報告ヲ爲サズ、虛偽ノ報告ヲ

爲シ又ハ文書ノ提示ヲ爲サザル者ハ百

圓以下ノ罰金ニ處ス

第八十八条 事業主ハ其ノ代理人・戸主、

家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ
其ノ業務ニ關シ前條ノ違反行爲ヲ爲シ
タルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故
ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第八十九條 第八十七條ノ罰則ハ其ノ者
ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他
ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年
年者又ハ禁治產者ナルトキハ其ノ法定
代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成
年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ
付テハ此ノ限ニ在ラズ

第九十条 職員健康保険組合ノ設立ヲ命
ぜラレタル事業主方正當ノ理由ナクシ
テ主務大臣ノ指定スル期日迄ニ設立ノ
認可ヲ申請セザルトキハ其ノ手續ヲ遲
延シタル期間其ノ負擔スペキ保険料額
ノ二倍ニ相當スル金額以下ノ過料ニ處
ス

第九十一条 職員健康保険組合ガ第四十
一條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ又ハ處
分ヲ拒ミ、妨げ若ハ忌避シタルトキハ
其ノ役員ヲ百圓以下ノ過料ニ處ス

附 則

本法施行ノ期日ハ保険給付、保健施設及
費用ノ負擔ニ關スル規定並ニ其ノ他ノ規

定ニ付各別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔國務大臣廣瀬久忠君登壇〕

○國務大臣(廣瀬久忠君) 只今議題トナリ

マシタ職員健康保険法案提出ノ理由ヲ説明

致シマス、我國現下ノ情勢ニ鑑ミマシテ、
國民ノ健康ノ保持増進ヲ圖ルコトノ緊要

アリマスコトハ、今更申スマデモナイ所デ

アリマス、然ルニ現時ノ我國ノ健康狀

態ヲ見マスルニ、遺憾ナガラ満足スペキ狀

態ニアルトハ申シ難イノデアリマシテ、加

フルニ今次事變ガ國民體力ノ上ニ及ボスコ

トアルベキ影響ヲ考慮致シマスル時ハ、國

民ノ健康ノ保持増進ニ關スル諸般ノ施設ヲ

整備スルノ必要アルコト、實ニ今日ノ如ク

○伊藤東一郎君登壇

○伊藤東一郎君登壇 私ハ只今議題ト相成ツテ

居リマスル職員健康保険法案ニ付キマシテ

二三ノ質疑ヲ爲シ、政府ノ所見ヲ伺ハント

ス、順次之ヲ許シマス——伊藤東一郎君

○伊藤東一郎君登壇

○議長(小山松壽君) 質疑ノ通告ガアリマ

シマシテモ、寔ニ緊切ナルモノガアルト考

ヘラレルノデアリマス、仍テ是等ノ者ニ對

シマシテ適切ナル健康保険制度ヲ創設致シ

タル人材の資源ノ充實強化ヲ期スル上カラ申

シマシテモ、寔ニ緊切ナルモノガアルト考

ヘラレルノデアリマス、茲ニ本法案ヲ提出致シ

要務ト考ヘマシテ、茲ニ本法案ヲ提出致シ

内 容ヲ検討致シマスルノニ、當初厚生省
ノ原案トシテ各新聞紙上ニ發表セラレ
マシタモノニ比較致シマシテ、甚シク消

極的デアリ、殆ド重要條件ガ骨抜ニサ
レテ居ルノデアリマス、隨ヒマシテ國民
ノ要望ト本案ノ理由トニ照シ合セマシタ時、
タルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故

ノ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他
ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成
年者又ハ禁治產者ナルトキハ其ノ法定
代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成
年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ
付テハ此ノ限ニ在ラズ

第九十條 職員健康保険組合ノ設立ヲ命
ぜラレタル事業主方正當ノ理由ナクシ
テ主務大臣ノ指定スル期日迄ニ設立ノ
認可ヲ申請セザルトキハ其ノ手續ヲ遲
延シタル期間其ノ負擔スペキ保険料額
ノ二倍ニ相當スル金額以下ノ過料ニ處
ス

第九十一条 職員健康保険組合ガ第四十
一條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ又ハ處
分ヲ拒ミ、妨げ若ハ忌避シタルトキハ
其ノ役員ヲ百圓以下ノ過料ニ處ス

附 則

本法施行ノ期日ハ保険給付、保健施設及
費用ノ負擔ニ關スル規定並ニ其ノ他ノ規

定ニ付各別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔國務大臣廣瀬久忠君登壇〕

○國務大臣(廣瀬久忠君) 只今議題トナリ

マシタ職員健康保険法案提出ノ理由ヲ説明

致シマス、我國現下ノ情勢ニ鑑ミマシテ、
國民ノ健康ノ保持増進ヲ圖ルコトノ緊要

アリマスコトハ、今更申スマデモナイ所デ

アリマス、然ルニ現時ノ我國ノ健康狀

態ヲ見マスルニ、遺憾ナガラ満足スペキ狀

態ニアルトハ申シ難イノデアリマシテ、加

フルニ今次事變ガ國民體力ノ上ニ及ボスコ

トアルベキ影響ヲ考慮致シマスル時ハ、國

民ノ健康ノ保持増進ニ關スル諸般ノ施設ヲ

整備スルノ必要アルコト、實ニ今日ノ如ク

○伊藤東一郎君登壇

○伊藤東一郎君登壇 私ハ只今議題ト相成ツテ

居リマスル職員健康保険法案ニ付キマシテ

二三ノ質疑ヲ爲シ、政府ノ所見ヲ伺ハント

ス、順次之ヲ許シマス——伊藤東一郎君

○伊藤東一郎君登壇

○議長(小山松壽君) 質疑ノ通告ガアリマ

シマシテモ、寔ニ緊切ナルモノガアルト考

ヘラレルノデアリマス、茲ニ本法案ヲ提出致シ

要務ト考ヘマシテ、茲ニ本法案ヲ提出致シ

シマシテモ、寔ニ緊切ナルモノガアルト考

ヘラレルノデアリマス、茲ニ本法案ヲ提出致シ

要務ト考ヘマシテ、茲ニ本法案ヲ提出致シ

内 容ヲ検討致シマスルノニ、當初厚生省
ノ原案トシテ各新聞紙上ニ發表セラレ
マシタモノニ比較致シマシテ、甚シク消

極的デアリ、殆ド重要條件ガ骨抜ニサ
レテ居ルノデアリマス、隨ヒマシテ國民
ノ要望ト本案ノ理由トニ照シ合セマシタ時、
タルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故

ノ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他
ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成
年者又ハ禁治產者ナルトキハ其ノ法定
代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成
年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ
付テハ此ノ限ニ在ラズ

第九十條 職員健康保険組合ノ設立ヲ命
ぜラレタル事業主方正當ノ理由ナクシ
テ主務大臣ノ指定スル期日迄ニ設立ノ
認可ヲ申請セザルトキハ其ノ手續ヲ遲
延シタル期間其ノ負擔スペキ保険料額
ノ二倍ニ相當スル金額以下ノ過料ニ處
ス

第九十一条 職員健康保険組合ガ第四十
一條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ又ハ處
分ヲ拒ミ、妨げ若ハ忌避シタルトキハ
其ノ役員ヲ百圓以下ノ過料ニ處ス

附 則

本法施行ノ期日ハ保険給付、保健施設及
費用ノ負擔ニ關スル規定並ニ其ノ他ノ規

定ニ付各別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔國務大臣廣瀬久忠君登壇〕

○國務大臣(廣瀬久忠君) 只今議題トナリ

マシタ職員健康保険法案提出ノ理由ヲ説明

致シマス、我國現下ノ情勢ニ鑑ミマシテ、
國民ノ健康ノ保持増進ヲ圖ルコトノ緊要

アリマスコトハ、今更申スマデモナイ所デ

アリマス、然ルニ現時ノ我國ノ健康狀

態ヲ見マスルニ、遺憾ナガラ満足スペキ狀

態ニアルトハ申シ難イノデアリマシテ、加

フルニ今次事變ガ國民體力ノ上ニ及ボスコ

トアルベキ影響ヲ考慮致シマスル時ハ、國

民ノ健康ノ保持増進ニ關スル諸般ノ施設ヲ

整備スルノ必要アルコト、實ニ今日ノ如ク

○伊藤東一郎君登壇

○伊藤東一郎君登壇 私ハ只今議題ト相成ツテ

居リマスル職員健康保険法案ニ付キマシテ

二三ノ質疑ヲ爲シ、政府ノ所見ヲ伺ハント

ス、順次之ヲ許シマス——伊藤東一郎君

○伊藤東一郎君登壇

○議長(小山松壽君) 質疑ノ通告ガアリマ

シマシテモ、寔ニ緊切ナルモノガアルト考

ヘラレルノデアリマス、茲ニ本法案ヲ提出致シ

要務ト考ヘマシテ、茲ニ本法案ヲ提出致シ

シマシテモ、寔ニ緊切ナルモノガアルト考

ヘラレルノデアリマス、茲ニ本法案ヲ提出致シ

要務ト考ヘマシテ、茲ニ本法案ヲ提出致シ

内 容ヲ検討致シマスルノニ、當初厚生省
ノ原案トシテ各新聞紙上ニ發表セラレ
マシタモノニ比較致シマシテ、甚シク消

典ニ浴スルヤウニセンケンレバイカヌデハナ
イカ、洵ニ御尤デアリマス、併シナガラ是
モ亦現在ノ労働者ノ健康保険制度ニ於テモ
サウデアリマスガ、家族ハ入ツテ居ラヌノ
デアリマス、是等トノ彼此權衡ヲモ保タナ
ケレバナリマセス、又是モ先程申上ゲマシ
タヤウニ、漸進的ナ態度ヲ以テ進ムガ妥當
デアラウト思ヒマスノデ、殊ニ一家ノ柱石
デアリマス所ノ主人ヲ被保険者ニ致シテ置
キマスレバ、之ニ依ツテ家族ニ對シテモ餘
程宜シイ影響ヲ與ヘ得ルノデアリマスルカ
ラ、現狀ニ於テ先づ今ハ忍ンデ行クベキデ
アラウト存ジマス

次ニ公吏ニ付テ何カ考へテ居ルカ、府縣
吏員トカ或ハ市町村ノ吏員等ニ付テハ何カ

考ヘテ居ルカト云フ御尋デアリマスガ、之

ニ付キマシテハ現ニ研究中デアリマス、是

ハ將來成ベク早ク何等カノ此ノ種ノ施設ヲ

考へ出シタイト思ツテ居ルノデアリマス、

ソレカラ千二百圓ト云フコトニ被保険者ノ

最高限ヲシタノハ適當デハナイ、是ハ成程

場所ニ依リマシテハ、東京ニ於ケル千二百

圓ト地方ノ市街地ニ於ケル千二百圓トハ、

自ラ其ノ價値ニ於テ異ナル所ガアリマス、

併シナガラ大體ノ見方トシテ、ヤハリ全體

ヲ通ジテ千二百圓ト云フ所ヲ見ルコトガ、

大體ニ於テ正シイデハナイカ、千二百圓以

上ノ收入ノアル者ハ、一應自ラ病氣其ノ他

ニ付テ手當ヲ爲シ得ルモノト判斷ヲ致シマ

シテ、千二百圓未滿ノ者ハ、是ハ保険制度

ニ依ツテオ互ニ扶け合フト云フ組織ノ中ニ

入レルノガ、妥當デハナイカト云フ認定ヲ

下シクノデアリマス、固ヨリ此ノ千二百圓

ガ最モ良イカドウカト云フコトニ付テハ、

色々意見モアラウト思ヒマス、併シ現在ノ

實情デハ先づ此ノ邊ガ妥當デアラウト云フ

認定ニ立ツタ譯デアリマス、ソレカラ尙ホ

使用人ヲ十人ト制限シタ、或ハ保険給付ヲ

六箇月ト制限シタ、是等ニ付テモヤハリ御

デアラウト思ヒマス所ノデ、殊ニ一家ノ柱石

デアリマス所ノ主人ヲ被保険者ニ致シテ置

キマスレバ、之ニ依ツテ家族ニ對シテモ餘

程宜シイ影響ヲ與ヘ得ルノデアリマスルカ

ラ、現狀ニ於テ先づ今ハ忍ンデ行クベキデ

アラウト存ジマス

初ニ於テハ是デ忍ンデ行ク、労働者ノ健康

保険ニ於テモヤハリ此ノ様ナ經過ヲ經テ居

ルノデアリマス、保険給付ノ六箇月ニ付テ

ハ、是ハ労働者ノ健康保険ト全ク同ジデア

リマス

ソレカラ尙ホ最後ニ施行區域ノ問題デア

リマスガ、施行區域ノ問題ニ付テハ、是ハ

市街地ニ限ツテ居リマス、何故市街地ニ限

ツタカト申シマスト、市街地以外ノ農山漁

村等ニ於キマシテハ、昨年本議會ヲ通過致

シマシタ國民健康保険ヲ施行スルコトガ原

則ニナツテ居リマス、隨ヒマシテ農山漁村

ニ於キマシテハ國民健康保険ニ依ル、市街

地ニ於テハ此ノ職員保険ヲ行フ、勿論市街

地關係ノアル會社等ガ農村ニアル場合ニ

ハ、其ノ會社ノ職員ハ所謂任意包括ト云フ

一ツノ名前ノ下ニ、其ノ中ニ入り得ルコト

ニナツテ居リマス、是等ノ點ニ付テハ詳細

委員會等ニ於テ御説明申上ゲタイト思ヒマ

ス

○議長(小山松壽君) 井上良次君

〔井上良次君登壇〕

○井上良次君 只今議題トナリマシタ職員

健康保険法案ト、之ニ關聯致シマシテ、二

三重要ト思ハレル點ニ付テ質問ヲ申上ゲタ

イト思フノデアリマス、私共數年前ヨリ下

級俸給生活者ヲ對象トスル健康保険制度ノ

制定ヲ強ク要求致シテ來タ者ト致シマシテ、

態ハ如何ナル狀態ニ放任サレテ居ルカト言

ヒマスト、今日ノ數多クノ「サラリーマン」

「サラリーマン」ガ健在デアルカ否カト云フ

コトハ、國家ノ存立ト民族ノ發展ノ上ニ重

大ナ意義ヲ持ツテ來ルノデアリマス、然ル

ニ國家的ニ重要ナル立場ニアル此「サラ

リーマン」ノ社會的ナ、經濟的ナ生活ノ狀

態ハ如何ナル狀態ニ放任サレテ居ルカト言

ヒマスト、今日ノ數多クノ「サラリーマン」

價ノ暴騰ノ重壓ノ中ニ、如何ニ其ノ生活ノ

ハ、明治、大正ノ時代ノ「サラリーマン」

ノヤウニ、立身出世ノ途ガ安易ニ開カレテ

切詰メヲ餘儀ナクサセラレテ居ルカト云フ

居リマセス、低額ナル給料ト高マリ行ク物

食的ナ食慾ヲ壓ヘ、又、遊ビニ行キタイ氣持

サヘ壓ヘテ、月々洋服靴等ノ月賦支拂ノ爲

ニ如何ニ追ヒマクラレテ居ルカト云フコト

デアリマス、下級「サラリーマン」ノ營養不足

ス所ノ、政府ノ仕事ニ從ツテ居リマス下級

官吏ト傭人ヲ、此ノ法律カラ除外シタコト

デアリマス、更ニ今伊藤氏カラモ指摘サレ

テ居リマシタヤウニ、市町村吏員ヲモ本法案

中カラ除外シタコトデアリマス、今政府ノ御話ヲ伺ツテ居リマスト、漸進的ニヤルトカ、ソレ等ノ者ニハ何ト考ヘルトカ、サウ云フ遁辭ニ係ツテ是等ノ人々満足セシメルコトハ、私ハ出來ヌト考ヘテ居リマス、唯政府ハ巷間傳ヘル所ニ依リマスト、國家ノ財政上ノ加重ヲ逃レル爲ニ、官公吏員ヲ除外シタコト云フコトヲ伺ツテ居リマス、事實ナリヤ政府ノ所見ヲ承ツテ置キタイ、勿論官吏ノ中ニハ共濟組合施設ヲ利用スル者ガゴザイマス、併シナガラ中デ、共濟組合ノ施設全然ナクシテ、醫療救護等ノ爲ニ非常ニ苦シミ惱ンデ居ル人々ガ、相當私ハ多ク居ルト既ンデ居リマスガ、是等ノ官吏ニ對シテ當局トシテノ今後ノ對處ヲ一體下ウスルノカト云フコトヲ、具體的ニ御示ヲ願ヒタイト考ヘルノデアリマス、假ニ政府ノ關係シテ居リマス役人其ノ他ヲ本法カラ除外致ストシマシテモ、市町村ノ吏員ヲ何故除外シタルト云フコトデアリマス、市町村吏員ノ保険料ノ一部ハ市町村ノ負擔トナルベキ結合ノモノデアリマス、サウシマスト之ヲ除イタルト云フ理由ハ、市町村當局ノ反対ニ依ルノカ、ソレトモ官吏均衡ヲ保ツ爲ニ市町村吏員ヲ犠牲ニシタノカ、更ニ進シテ込入シテ伺ヒマスト、政府ハ一人當リ二圓ノ國費負擔ヲ免レル爲ニ、此ノ市町村吏員ヲ除外シタカ、何レノ點ニ其ノ除外理由アリヤト云フコトデアリマス

次ニ原案ニ依リマスト、本法ノ適用業種ハ二十九業種ニ亘ツテ居リマシタガ、茲ニ提案ヲサレマシタ法律案ノ内容ヲ見マスト、僅ニ五項目ニ限定シテ、而モソレ以外ノ事業ニ於キマシテハ、勅令ヲ以テ指定スルトアリマス、五項目以外ノ政府ガ勅令ニ依ツテ指定シヨウツル内容ハ、一體ドウ云フ業種目デアルカト云フコトヲ明確ニサレタイノデアリマス、

次ニハ今伊東氏モ觸レテ居リマシタガ、

本法デハ十人未満ノ使用人ヲ使用スル事業所ハ除外サレテ居リマス、現行健康保険法デハ五人以上トナツテ居リマス、政府が過進的ニヤルノガ妥當アルトスウ言フ、併シナケレバナラヌカト云フコトデアル、而モ茲ニ御考ヲ願ヒタイノハ、五人トカ十人トカ云フ小規模ナ會社、工場、店舗ニ労働テ居ル者コソ、斯ノ如キ健康保険ニ依ル醫療施設ガ最モ必要デゴザイマス、然ルニ之ヲ除外シタ、若シ此ノ取扱ガ非常ニ困難ト豫想サレマスナラバ、是等小規模ノ業者ヲ横ノ組合ニ組織セシメテ、組合單位ニ依ル所ノ健康保険制度ヲ適用スル必要ガアルト考ヘマスガ、政府ニ其ノ意思アリヤ否ヤト云フコトヲ伺ツテ置キタイノデアリマス(拍手)

次ニ本法適用ノ被保險者ニ取ツテ、最モ利害關係ノ深イ療養ニ關スル規定、傷病手當ニ關スル規定、世帶員ニ對スル規定、何レモガ原案或ハ現行健康保険法ト對照致シマシテ、甚ダ改惡サレテ居ルコトハ、前ニ伊藤氏カラモ指摘サレタ通リデアリマス、モツト具體的ニ掘下ゲテ申シマスト、健康保険法デハ療養ニ關スル經費ハ全額ヲ保險者ガ負擔シテ居ルニ拘ラズ、本法デハ八割シカ負擔シテ居リマセヌ、療養給付ニ至リマシテハ原案ガ一箇年トナツテ居ル、然ルニ此ノ案ハ六箇月ニシテ居ル、更ニ傷病手當支給額モ、原案健康保険法デハ標準報酬日額ノ百分ノ六十ニナツテ居ルニ拘ラズ、本法デハ是ガ百分ノ五十二ナリ、更ニ世帯員ノ分娩、死亡ノ規定ガ除外サレテ居リマス、斯ノ如キハ社會立法トシテノ實際ノ效果ヲ舉ゲルコト、極メテ困難デハナニ此ノ案ハ六箇月ニシテ居ル、更ニ傷病手當支給額モ、原案健康保険法デハ標準報酬日額ノ百分ノ六十ニナツテ居ルニ拘ラズ、本法デハ是ガ百分ノ五十二ナリ、更ニ世

厚生大臣ノ答辯ヲ承ツテ居リマスト、一度ニサウ云フヤウニヤツテハ駄目ダカラ、漸進的ニヤルノガ妥當アルトスウ言フ、併シ同ジヤウニ勤勞收入デ生活シテ居ル工場去長イ間五人以上ノ工場ノ健康保険ヲ取扱ツテ來テ、何等ソコニ無理ガナイト私ハ睨ンデ居リマスガ、何故ニ此ノ法律ヲ十人トシナケレバナラヌカト云フコトデアル、而モ茲ニ御考ヲ願ヒタイノハ、五人トカ十人トカ云フ小規模ナ會社、工場、店舗ニ労働テ居ル者コソ、斯ノ如キ健康保険ニ依ル醫療施設ガ最モ必要デゴザイマス、然ルニ之ヲ除外シタ、若シ此ノ取扱ガ非常ニ困難ト豫想サレマスナラバ、是等小規模ノ業者ヲ横ノ組合ニ組織セシメテ、組合單位ニ依ル所ノ健康保険制度ヲ適用スル必要ガアルト考ヘマスガ、政府ニ其ノ意思アリヤ否ヤト云フコトヲ伺ツテ置キタイノデアリマス(拍手)

次ニ本法適用ノ被保險者ニ取ツテ、最モ利害關係ノ深イ療養ニ關スル規定、傷病手當ニ關スル規定、世帶員ニ對スル規定、何レモガ原案或ハ現行健康保険法ト對照致シマシテ、甚ダ改惡サレテ居ルコトハ、前ニ伊藤氏カラモ指摘サレタ通リデアリマス、モツト具體的ニ掘下ゲテ申シマスト、健康保険法デハ療養ニ關スル經費ハ全額ヲ保險者ガ負擔シテ居ルニ拘ラズ、本法デハ八割シカ負擔シテ居リマセヌ、療養給付ニ至リマシテハ原案ガ一箇年トナツテ居ル、然ルニ此ノ案ハ六箇月ニシテ居ル、更ニ傷病手當支給額モ、原案健康保険法デハ標準報酬日額ノ百分ノ六十ニナツテ居ルニ拘ラズ、本法デハ是ガ百分ノ五十二ナリ、更ニ世帯員ノ分娩、死亡ノ規定ガ除外サレテ居リマス、斯ノ如キハ社會立法トシテノ實際ノ效果ヲ舉ゲルコト、極メテ困難デハナニ此ノ案ハ六箇月ニシテ居ル、更ニ傷病手當支給額モ、原案健康保険法デハ標準報酬日額ノ百分ノ六十ニナツテ居ルニ拘ラズ、本法デハ是ガ百分ノ五十二ナリ、更ニ世

厚生大臣ノ答辯ヲ承ツテ居リマスト、一度ニサウ云フヤウニヤツテハ駄目ダカラ、漸進的ニヤルノガ妥當アルトスウ言フ、併シ同ジヤウニ勤勞收入デ生活シテ居ル工場去長イ間五人以上ノ工場ノ健康保険ヲ取扱ツテ來テ、何等ソコニ無理ガナイト私ハ睨ンデ居リマスガ、何故ニ此ノ法律ヲ十人トシナケレバナラヌカト云フコトデアル、而モ茲ニ御考ヲ願ヒタイノハ、五人トカ十人トカ云フ小規模ナ會社、工場、店舗ニ労働テ居ル者コソ、斯ノ如キ健康保険ニ依ル醫療施設ガ最モ必要デゴザイマス、然ルニ之ヲ除外シタ、若シ此ノ取扱ガ非常ニ困難ト豫想サレマスナラバ、是等小規模ノ業者ヲ横ノ組合ニ組織セシメテ、組合單位ニ依ル所ノ健康保険制度ヲ適用スル必要ガアルト考ヘマスガ、政府ニ其ノ意思アリヤ否ヤト云フコトヲ伺ツテ置キタイノデアリマス(拍手)

次ニ本法適用ノ被保險者ニ取ツテ、最モ利害關係ノ深イ療養ニ關スル規定、傷病手當ニ關スル規定、世帶員ニ對スル規定、何レモガ原案或ハ現行健康保険法ト對照致シマシテ、甚ダ改惡サレテ居ルコトハ、前ニ伊藤氏カラモ指摘サレタ通リデアリマス、モツト具體的ニ掘下ゲテ申シマスト、健康保険法デハ療養ニ關スル經費ハ全額ヲ保險者ガ負擔シテ居ルニ拘ラズ、本法デハ八割シカ負擔シテ居リマセヌ、療養給付ニ至リマシテハ原案ガ一箇年トナツテ居ル、然ルニ此ノ案ハ六箇月ニシテ居ル、更ニ傷病手當支給額モ、原案健康保険法デハ標準報酬日額ノ百分ノ六十ニナツテ居ルニ拘ラズ、本法デハ是ガ百分ノ五十二ナリ、更ニ世

厚生大臣ノ答辯ヲ承ツテ居リマスト、一度ニサウ云フヤウニヤツテハ駄目ダカラ、漸進的ニヤルノガ妥當アルトスウ言フ、併シ同ジヤウニ勤勞收入デ生活シテ居ル工場去長イ間五人以上ノ工場ノ健康保険ヲ取扱ツテ來テ、何等ソコニ無理ガナイト私ハ睨ンデ居リマスガ、何故ニ此ノ法律ヲ十人トシナケレバナラヌカト云フコトデアル、而モ茲ニ御考ヲ願ヒタイノハ、五人トカ十人トカ云フ小規模ナ會社、工場、店舗ニ労働テ居ル者コソ、斯ノ如キ健康保険ニ依ル醫療施設ガ最モ必要デゴザイマス、然ルニ之ヲ除外シタ、若シ此ノ取扱ガ非常ニ困難ト豫想サレマスナラバ、是等小規模ノ業者ヲ横ノ組合ニ組織セシメテ、組合單位ニ依ル所ノ健康保険制度ヲ適用スル必要ガアルト考ヘマスガ、政府ニ其ノ意思アリヤ否ヤト云フコトヲ伺ツテ置キタイノデアリマス(拍手)

次ニ本法適用ノ被保險者ニ取ツテ、最モ利害關係ノ深イ療養ニ關スル規定、傷病手當ニ關スル規定、世帶員ニ對スル規定、何レモガ原案或ハ現行健康保険法ト對照致シマシテ、甚ダ改惡サレテ居ルコトハ、前ニ伊藤氏カラモ指摘サレタ通リデアリマス、モツト具體的ニ掘下ゲテ申シマスト、健康保険法デハ療養ニ關スル經費ハ全額ヲ保險者ガ負擔シテ居ルニ拘ラズ、本法デハ八割シカ負擔シテ居リマセヌ、療養給付ニ至リマシテハ原案ガ一箇年トナツテ居ル、然ルニ此ノ案ハ六箇月ニシテ居ル、更ニ傷病手當支給額モ、原案健康保険法デハ標準報酬日額ノ百分ノ六十ニナツテ居ルニ拘ラズ、本法デハ是ガ百分ノ五十二ナリ、更ニ世

厚生大臣ノ答辯ヲ承ツテ居リマスト、一度ニサウ云フヤウニヤツテハ駄目ダカラ、漸進的ニヤルノガ妥當アルトスウ言フ、併シ同ジヤウニ勤勞收入デ生活シテ居ル工場去長イ間五人以上ノ工場ノ健康保険ヲ取扱ツテ來テ、何等ソコニ無理ガナイト私ハ睨ンデ居リマスガ、何故ニ此ノ法律ヲ十人トシナケレバナラヌカト云フコトデアル、而モ茲ニ御考ヲ願ヒタイノハ、五人トカ十人トカ云フ小規模ナ會社、工場、店舗ニ労働テ居ル者コソ、斯ノ如キ健康保険ニ依ル醫療施設ガ最モ必要デゴザイマス、然ルニ之ヲ除外シタ、若シ此ノ取扱ガ非常ニ困難ト豫想サレマスナラバ、是等小規模ノ業者ヲ横ノ組合ニ組織セシメテ、組合單位ニ依ル所ノ健康保険制度ヲ適用スル必要ガアルト考ヘマスガ、政府ニ其ノ意思アリヤ否ヤト云フコトヲ伺ツテ置キタイノデアリマス(拍手)

次ニ本法適用ノ被保險者ニ取ツテ、最モ利害關係ノ深イ療養ニ關スル規定、傷病手當ニ關スル規定、世帶員ニ對スル規定、何レモガ原案或ハ現行健康保険法ト對照致シマシテ、甚ダ改惡サレテ居ルコトハ、前ニ伊藤氏カラモ指摘サレタ通リデアリマス、モツト具體的ニ掘下ゲテ申シマスト、健康保険法デハ療養ニ關スル經費ハ全額ヲ保險者ガ負擔シテ居ルニ拘ラズ、本法デハ八割シカ負擔シテ居リマセヌ、療養給付ニ至リマシテハ原案ガ一箇年トナツテ居ル、然ルニ此ノ案ハ六箇月ニシテ居ル、更ニ傷病手當支給額モ、原案健康保険法デハ標準報酬日額ノ百分ノ六十ニナツテ居ルニ拘ラズ、本法デハ是ガ百分ノ五十二ナリ、更ニ世

ズ、此ノ健康保険法ニ依ル醫療ハ利己的ナ
營利ヲ目的トシテ居ルノアリマス、一定
限度ノ療養費ヲ以テ營利開業醫ノ療養ヲ受
ケントスル時ニハ、必然ニソコニ粗診粗療
ニ陥ル危險ガ起ツテ來ルノアリマス、サリ
トテ「醫ハ仁術ナリ」ト申シマシテモ、今日ノ
營利的開業醫制度ヲ其ノ儘ニシテ、醫師ダ
ケヲ責ヌル筋合ノモノデモナイカト考ヘマ
ス、私ハ單ニ健康保険ノ被保險者ノ醫療ノ
立場カラノミナク、進シテ長期建設下ノ
人的資源ヲ確保シ、產業上、國防上、又我
ガ民族ノ發展ノ上ニ、醫業ヲ國家管理ニス
ルコトガ極メテ重要デアルト考ヘルノア
リマス、其ノ爲ニハ今日ノ醫師、藥劑師ノ
社會的地位ト生活ヲ國家的ニ保障致シマシ
テ、進シテ醫師、藥劑師ガ今日マデ我國ノ
醫療ニ盡シタ其ノ功績ヲ十分ニ國家ガ顯彰
致シマシテ、彼等ノ協力ヲ求メル必要ガア
ルノアリマス、私共醫業ヲ國家管理ニシ
ヨウト云フ根本的ナ理由ハ、今日國民大衆
ガ懷イテ居リマス所ノ間違ヒダラケノ衛生
思想、醫事觀念ヲ根本的ニ打破致シマシテ、
生理ト豫防ト衛生ノ正シイ觀念ヲ徹底セシ
メ、病氣ヲ治ス者ハ醫者デモナケレバ藥デ
モナ、先づ自分自身ノ健康デアリ、體力
デアツテ、醫者ハ唯其ノ病氣ヲ治ス爲ノ一
ツノ介添役、藥ハ介補物ニ過ギナイト云フ
コトヲ十分ニ徹底セシメ、此ノ醫事ヲ受
上ニ重大ナル基礎ヲ確立スルト云フ立場カ
アリマス、政府ハ曩ニ醫藥制度調査會ニ諮
問セントシテ立案ヲ致シマシタル、開業醫
制度ノ改革ヲ中心ニスル、今日ノ醫藥制度
改革ニ關スル幹事案ヲ持タレテ居ルサウデ
アリマスガ、其ノ幹事案ヲ此ノ席上デ御發

表ヲ願ヒ、且ツ醫業國營ニ關スル政府ノ確
信アル御所見ヲ伺ツテ置キタイノアリマ
ス、最後ニ政府ハ事變下ノ國民體位ヲ確保
シ、勤勞大衆ノ勤勞ニ生氣ト愉快サトヲ與
ヘ、勤勞能率ヲ發揮セシメ、生產力ヲ高メ
ル爲ニ必要ナルモノハ、彼等ノ「エネルギー」
ノ補給ト培養デアリマス、「エネルギー」
補給ニハ先づ國家ガ彼等ノ生活ヲ保障シ、
國家的ナ保健施設ヲ完備スルコトデアリマ
ス、特ニ日本ニハ國家的ナ國民ノ保健施設
ガ完備シテ居マセヌ、煤煙ト塵埃ト騒音ノ
中ニ過激ナ勤勞ヲ續ケテ居リマス都市勤労
大衆ハ、其ノ生活ト其ノ休養ノ爲ニ、如何
ナル狀態ニ置カレテ居ルカト云フコトヲ考
ヘマスナラバ、是等ヲ對象トスル保健施設
ハ今日極メテ急施ヲ要スルモノデアリマス、
昨年日本ニ「オリムピック」ガ開催サレル
ト云フコトガ決定致シタ時ニ、獨逸ノヒ
トライ「總統ハ、此ノ日本ノ「オリムピック」
ニ獨逸ノ勤勞大衆數百名ヲ派遣シテ、日本
ニ視察ニ寄越サウト云フ「ニュース」ヲ私共
ハ聞イタノアリマス、別ニ私ハ獨逸ヲ真
似シロトハ申シマセヌ、併シ此ノ意氣
デアリマス、今日事變下ニ重要ナル生產力
擴充ノ役割ヲ持ツテ居リマス勤勞大衆ノ保
健ノ問題ニ對シテ、政府ハモット積極的デ
アリマスガ、是ハ大筋ヲ通ツテ居ルノア
リマス、此ノ大筋ヲ通ツテ、將來圓滿ノ制
度ニ之ヲ仕上ゲル積リデアリマス、尙ホ官
公吏ヲナゼ除イタカ、是ハ決シテ官公吏ノ
アツテ欲シノアリマス、一米國人デア
ル「ロックフェラー」カラ僅カノ金ヲ貰ツテ、
公衆衛生院ヲ建設シテ、得タシテ居ルヤ
ウナ状態デ、果シテ完全ナ國民ノ健康が保
ラ見マスト百分ノ十二ニシカ當ツテ居リマ
セヌ、眞ニ息詰マルヤウナ事變下ニ於テ、
アリマス、厚生省全體ノ豫算ハ、國家豫算カ
レルカト云フコトデアリマス、國家豫算ノ
中デ保健衛生ニ使フ金ハ一千六百万圓デア
リマス、厚生省全體ノ豫算ハ、國家豫算カ
ラナシテ、眞ノ協力ヲ要求スルコトガ、眞實

ト云フコトヲ私ハ考ヘテ居ル(拍手)口デ神
懸リのナロ頭禪辭ヲ如何ニ稱ヘテ見タ所ガ、
抽象的ニ「スローガン」的ニ國民生活ノ安
定ヲ叫バレタ所ガ、國民ノ腹ハ肥リマセ
ス、國民ノ生活ハ安定致シマセヌ、如何ナ
ル具體政策ヲ以テ國民生活ヲ安定シ、國民
ノ體位ニ向上ヲ圖リ、生產力擴充ノ役割ヲ
國家的ナ保健施設ヲ完備スルコトデアリマ
ス、特ニ日本ニハ國家的ナ國民ノ保健施設
ガ完備シテ居マセヌ、煤煙ト塵埃ト騒音ノ
中ニ過激ナ勤勞ヲ續ケテ居リマス都市勤労
大衆ハ、其ノ生活ト其ノ休養ノ爲ニ、如何
ナル狀態ニ置カレテ居ルカト云フコトヲ考
ヘマスナラバ、是等ヲ對象トスル保健施設
ハ今日極メテ急施ヲ要スルモノデアリマス、
昨年日本ニ「オリムピック」ガ開催サレル
ト云フコトガ決定致シタ時ニ、獨逸ノヒ
トライ「總統ハ、此ノ日本ノ「オリムピック」
ニ獨逸ノ勤勞大衆數百名ヲ派遣シテ、日本
ニ視察ニ寄越サウト云フ「ニュース」ヲ私共
ハ聞イタノアリマス、別ニ私ハ獨逸ヲ真
似シロトハ申シマセヌ、併シ此ノ意氣
デアリマス、今日事變下ニ重要ナル生產力
擴充ノ役割ヲ持ツテ居リマス勤勞大衆ノ保
健ノ問題ニ對シテ、政府ハモット積極的デ
アリマスガ、是ハ大筋ヲ通ツテ居ルノア
リマス、此ノ大筋ヲ通ツテ、將來圓滿ノ制
度ニ之ヲ仕上ゲル積リデアリマス、尙ホ官
公吏ヲナゼ除イタカ、是ハ決シテ官公吏ノ
アツテ欲シノアリマス、一米國人デア
ル「ロックフェラー」カラ僅カノ金ヲ貰ツテ、
公衆衛生院ヲ建設シテ、得タシテ居ルヤ
ウナ状態デ、果シテ完全ナ國民ノ健康が保
ラ見マスト百分ノ十二ニシカ當ツテ居リマ
セヌ、眞ニ息詰マルヤウナ事變下ニ於テ、
アリマス、厚生省全體ノ豫算ハ、國家豫算カ
レルカト云フコトデアリマス、國家豫算ノ
中デ保健衛生ニ使フ金ハ一千六百万圓デア
リマス、厚生省全體ノ豫算ハ、國家豫算カ
ラナシテ、眞ノ協力ヲ要求スルコトガ、眞實

(國務大臣廣瀬久忠君登壇)
○國務大臣(廣瀬久忠君) 御答致シマス、
政府ノ案ガ甚ダ不徹底デアルト云フ御話デ
アリマスガ、是ハ大筋ヲ通ツテ居ルノア
リマス、此ノ大筋ヲ通ツテ、將來圓滿ノ制
度ニ之ヲ仕上ゲル積リデアリマス、尙ホ官
公吏ヲナゼ除イタカ、是ハ決シテ官公吏ノ
アツテ欲シノアリマス、一米國人デア
ル「ロックフェラー」カラ僅カノ金ヲ貰ツテ、
公衆衛生院ヲ建設シテ、得タシテ居ルヤ
ウナ状態デ、果シテ完全ナ國民ノ健康が保
ラ見マスト百分ノ十二ニシカ當ツテ居リマ
セヌ、眞ニ息詰マルヤウナ事變下ニ於テ、
アリマス、厚生省全體ノ豫算ハ、國家豫算カ
レルカト云フコトデアリマス、國家豫算ノ
中デ保健衛生ニ使フ金ハ一千六百万圓デア
リマス、厚生省全體ノ豫算ハ、國家豫算カ
ラナシテ、眞ノ協力ヲ要求スルコトガ、眞實

ノ意味ニ於ケル萬民輔翼ノ眞精神デナイカ
ト云フコトヲ私ハ考ヘテ居ル(拍手)口デ神
懸リのナロ頭禪辭ヲ如何ニ稱ヘテ見タ所ガ、
抽象的ニ「スローガン」的ニ國民生活ノ安
定ヲ叫バレタ所ガ、國民ノ腹ハ肥リマセ
ス、國民ノ生活ハ安定致シマセヌ、如何ナ
ル具體政策ヲ以テ國民生活ヲ安定シ、國民
ノ體位ニ向上ヲ圖リ、生產力擴充ノ役割ヲ
國家的ナ保健施設ヲ完備スルコトデアリマ
ス、特ニ日本ニハ國家的ナ國民ノ保健施設
ガ完備シテ居マセヌ、煤煙ト塵埃ト騒音ノ
中ニ過激ナ勤勞ヲ續ケテ居リマス都市勤労
大衆ハ、其ノ生活ト其ノ休養ノ爲ニ、如何
ナル狀態ニ置カレテ居ルカト云フコトヲ考
ヘマスナラバ、是等ヲ對象トスル保健施設
ハ今日極メテ急施ヲ要スルモノデアリマス、
昨年日本ニ「オリムピック」ガ開催サレル
ト云フコトガ決定致シタ時ニ、獨逸ノヒ
トライ「總統ハ、此ノ日本ノ「オリムピック」
ニ獨逸ノ勤勞大衆數百名ヲ派遣シテ、日本
ニ視察ニ寄越サウト云フ「ニュース」ヲ私共
ハ聞イタノアリマス、別ニ私ハ獨逸ヲ真
似シロトハ申シマセヌ、併シ此ノ意氣
デアリマス、今日事變下ニ重要ナル生產力
擴充ノ役割ヲ持ツテ居リマス勤勞大衆ノ保
健ノ問題ニ對シテ、政府ハモット積極的デ
アリマスガ、是ハ大筋ヲ通ツテ居ルノア
リマス、此ノ大筋ヲ通ツテ、將來圓滿ノ制
度ニ之ヲ仕上ゲル積リデアリマス、尙ホ官
公吏ヲナゼ除イタカ、是ハ決シテ官公吏ノ
アツテ欲シノアリマス、一米國人デア
ル「ロックフェラー」カラ僅カノ金ヲ貰ツテ、
公衆衛生院ヲ建設シテ、得タシテ居ルヤ
ウナ状態デ、果シテ完全ナ國民ノ健康が保
ラ見マスト百分ノ十二ニシカ當ツテ居リマ
セヌ、眞ニ息詰マルヤウナ事變下ニ於テ、
アリマス、厚生省全體ノ豫算ハ、國家豫算カ
レルカト云フコトデアリマス、國家豫算ノ
中デ保健衛生ニ使フ金ハ一千六百万圓デア
リマス、厚生省全體ノ豫算ハ、國家豫算カ
ラナシテ、眞ノ協力ヲ要求スルコトガ、眞實

業ハドンナモノカト云フ御話デアリマスガ、
大體ノ事業ハ法ノ上ニ列舉セラレテ居ルノ
デ盡キテ居リマス、アトノ事業ハ比較的小
サイモノデアリマス、是ハ委員會デ說明ス
ルノデ宜カラウト思ヒマス、ソレカラ尙ホ
組合單位ノ加入問題ニ付テノ御意見デアリ
マシタガ、此ノ問題ニ付テハ、是ハ重要な
ル問題デアリマシテ、場合ニ依ツテハ是ハ
加入ヲ認メスモ宜イト云フヤウナ考ヲ持ツ
テ、今研究ヲ致シテ居リマス、ソレカラ尙
ホ此ノ案ガ確信ガナイト云フ御話デアリマ
シタガ、決シテ確信ナシニ作ツタ案デハナ
シタガ、是ハ大筋トシテ進ムト云フ
リマスガ、本日大藏大臣ハ見エテ居リマセヌカラ、
適當ナ機會ニ大臣ヨリ本議場ニ向ツテ、私
ノ此ノ國民體位向上ニ要スル經費ヲ捻出ス
テ大藏省ガ兎角意見ガアルサウデアリマス、
ガ、本日大藏大臣ハ見エテ居リマセヌカラ、
答辯ヲ伺ヒタトイ思ヒマス、以上各項ニ互
リ政府當局ノ所信ヲ伺ヒマシテ、私ノ質問
ヲ終リマス(拍手)

(國務大臣廣瀬久忠君登壇)
○國務大臣(廣瀬久忠君) 御答致シマス、
政府ノ案ガ甚ダ不徹底デアルト云フ御話デ
アリマスガ、是ハ大筋ヲ通ツテ居ルノア
リマス、此ノ大筋ヲ通ツテ、將來圓滿ノ制
度ニ之ヲ仕上ゲル積リデアリマス、尙ホ官
公吏ヲナゼ除イタカ、是ハ決シテ官公吏ノ
アツテ欲シノアリマス、一米國人デア
ル「ロックフェラー」カラ僅カノ金ヲ貰ツテ、
公衆衛生院ヲ建設シテ、得タシテ居ルヤ
ウナ状態デ、果シテ完全ナ國民ノ健康が保
ラ見マスト百分ノ十二ニシカ當ツテ居リマ
セヌ、眞ニ息詰マルヤウナ事變下ニ於テ、
アリマス、厚生省全體ノ豫算ハ、國家豫算カ
レルカト云フコトデアリマス、國家豫算ノ
中デ保健衛生ニ使フ金ハ一千六百万圓デア
リマス、厚生省全體ノ豫算ハ、國家豫算カ
ラナシテ、眞ノ協力ヲ要求スルコトガ、眞實

設ニ付テノ問題デアリマスガ、勤勞者ニ對スル保健施設ガ不十分デハナイカ、之ニ付キマシテハ吾々モ及バズナガラソレド、努力致シテ居ルノデアリマシテ、或ハ工場、礪山ニ於ケル所ノ衛生ニ關スル各方面ノ規則デアルトカ、或ハ各方面ノ行政デアルトカ、ソレカラ危害豫防ニ關スル各種ノ施設デアルトカ、或ハ勞働時間ニ關スル各種ノ制限デアルトカ、或ハ營養問題デアルトカ、色々ナ方面ニ付テ指導ヲ致シマス、ソレノミナラズ又人的方面ニ向ツテモ、銃後ニ於ケル生活各般ニ向ツテノ勤勞者ニ對スル指導ヲ致シテ居ル積リデアリマス、尙ホ足ラヌハアルト思ヒマス、是等ニ付テハ將來十分努力ヲ致シタイト思ヒマス、尙ホ此ノ案ガ不徹底デアルガ、是ハ今修正シテモ宜シイカト云フヤウナ意味ノ御話ガアリマシタガ、今ハ此ノ案デ宜シト私ハ思ヒマス〔ヒヤ／＼〕併シ先程御話シタヤウニ漸進主義ヲ以テ進ムノデアリマスカラ、是ハ改正スベキ點ガ無論アルト思ヒマス、其ノ際ニハ無論改正ヲ致シマス（拍手）

○議長（小山松壽君）田中養達君

〔田中養達君登壇〕

○田中養達君 私ハ極ク簡單ニ二三御尋シタイト思ヒマス、一方ニハ治療ノ普及ニ徹底ヲ圖リ、一方ニハ國民ノ健康増進、此ノ二念ニ私ハ非常ナ疑ヲ持ツテ居ル、ソレハドウ云コトカト中シマスルト、今出シテ居ラレル案ハ、申スマデモナク治療ノ普及ヲ圖ルト云フ建前カランノ案デアリマスケレドモ、此ノ内容ヲ靜ニ見マシテモ、現在十人履ツテ居ル者ト十人以下ノ者ト、ソコニ非常ニモウ不公平ガアリマス、而モ今日ノ此ノ治療行爲ニハ、十數年前ニ健康保険ガアリ、昨年國民健康保険ガ出來、今又此ノ案

ヲ出シテ居ル、此ノ案ノ内容ヲ見マスト、驪テ又町村其ノ他ノ官公吏ニ對スルモノ、又組合其ノ他ノモノ出テ來ル、是ハ私ハ鑢山ニ於ケル所ノ衛生ニ關スル各方面ノ規則デアルトカ、或ハ各方面ノ行政デアルトカ、ソレカラ危害豫防ニ關スル各種ノ施設デアルトカ、或ハ勞働時間ニ關スル各種ノ制限デアルトカ、或ハ營養問題デアルトカ、色々ナ方面ニ付テ指導ヲ致シマス、ソレノミナラズ又人的方面ニ向ツテモ、銃後ニ於ケル生活各般ニ向ツテノ勤勞者ニ對スル指導ヲ致シテ居ル積リデアリマス、尙ホ足ラヌハアルト思ヒマス、是等ニ付テハ將來十分努力ヲ致シタイト思ヒマス、尙ホ此ノ案ガ不徹底デアルガ、是ハ今修正シテモ宜シイカト云フヤウナ意味ノ御話ガアリマシタガ、今ハ此ノ案デ宜シト私ハ思ヒマス〔ヒヤ／＼〕併シ先程御話シタヤウニ漸進主義ヲ以テ進ムノデアリマスカラ、是ハ改正スベキ點ガ無論アルト思ヒマス、其ノ際ニハ無論改正ヲ致シマス（拍手）

○議長（小山松壽君）田中養達君
〔田中養達君登壇〕
○田中養達君 私ハ極ク簡單ニ二三御尋シタイト思ヒマス、一方ニハ治療ノ普及ニ徹底ヲ圖リ、一方ニハ國民ノ健康増進、此ノ二念ニ私ハ非常ナ疑ヲ持ツテ居ル、ソレハドウ云コトカト中シマスルト、今出シテ居ラレル案ハ、申スマデモナク治療ノ普及ヲ圖ルト云フ建前カランノ案デアリマスケレドモ、此ノ内容ヲ靜ニ見マシテモ、現在十人履ツテ居ル者ト十人以下ノ者ト、ソコニ非常ニモウ不公平ガアリマス、而モ今日ノ此ノ治療行爲ニハ、十數年前ニ健康保険ガアリ、昨年國民健康保険ガ出來、今又此ノ案

ヲ出シテ居ル、此ノ案ノ内容ヲ見マスト、驪テ又町村其ノ他ノ官公吏ニ對スルモノ、又組合其ノ他ノモノ出テ來ル、是ハ私ハ鑢山ニ於ケル所ノ衛生ニ關スル各方面ノ規則デアルトカ、或ハ各方面ノ行政デアルトカ、ソレカラ危害豫防ニ關スル各種ノ施設デアルトカ、或ハ勞働時間ニ關スル各種ノ制限デアルトカ、或ハ營養問題デアルトカ、色々ナ方面ニ付テ指導ヲ致シマス、ソレノミナラズ又人的方面ニ向ツテモ、銃後ニ於ケル生活各般ニ向ツテノ勤勞者ニ對スル指導ヲ致シテ居ル積リデアリマス、尙ホ足ラヌハアルト思ヒマス、是等ニ付テハ將來十分努力ヲ致シタイト思ヒマス、尙ホ此ノ案ガ不徹底デアルガ、是ハ今修正シテモ宜シイカト云フヤウナ意味ノ御話ガアリマシタガ、今ハ此ノ案デ宜シト私ハ思ヒマス〔ヒヤ／＼〕併シ先程御話シタヤウニ漸進主義ヲ以テ進ムノデアリマスカラ、是ハ改正スベキ點ガ無論アルト思ヒマス、其ノ際ニハ無論改正ヲ致シマス（拍手）

○議長（小山松壽君）田中養達君
〔田中養達君登壇〕
○田中養達君 私ハ極ク簡單ニ二三御尋シタイト思ヒマス、一方ニハ治療ノ普及ニ徹底ヲ圖リ、一方ニハ國民ノ健康増進、此ノ二念ニ私ハ非常ナ疑ヲ持ツテ居ル、ソレハドウ云コトカト中シマスルト、今出シテ居ラレル案ハ、申スマデモナク治療ノ普及ヲ圖ルト云フ建前カランノ案デアリマスケレドモ、此ノ内容ヲ靜ニ見マシテモ、現在十人履ツテ居ル者ト十人以下ノ者ト、ソコニ非常ニモウ不公平ガアリマス、而モ今日ノ此ノ治療行爲ニハ、十數年前ニ健康保険ガアリ、昨年國民健康保険ガ出來、今又此ノ案

ヲ出シテ居ル、此ノ案ノ内容ヲ見マスト、驪テ又町村其ノ他ノ官公吏ニ對スルモノ、又組合其ノ他ノモノ出テ來ル、是ハ私ハ鑢山ニ於ケル所ノ衛生ニ關スル各方面ノ規則デアルトカ、或ハ各方面ノ行政デアルトカ、ソレカラ危害豫防ニ關スル各種ノ施設デアルトカ、或ハ勞働時間ニ關スル各種ノ制限デアルトカ、或ハ營養問題デアルトカ、色々ナ方面ニ付テ指導ヲ致シマス、ソレノミナラズ又人的方面ニ向ツテモ、銃後ニ於ケル生活各般ニ向ツテノ勤勞者ニ對スル指導ヲ致シテ居ル積リデアリマス、尙ホ足ラヌハアルト思ヒマス、是等ニ付テハ將來十分努力ヲ致シタイト思ヒマス、尙ホ此ノ案ガ不徹底デアルガ、是ハ今修正シテモ宜シイカト云フヤウナ意味ノ御話ガアリマシタガ、今ハ此ノ案デ宜シト私ハ思ヒマス〔ヒヤ／＼〕併シ先程御話シタヤウニ漸進主義ヲ以テ進ムノデアリマスカラ、是ハ改正スベキ點ガ無論アルト思ヒマス、其ノ際ニハ無論改正ヲ致シマス（拍手）

○議長（小山松壽君）田中養達君
〔田中養達君登壇〕
○田中養達君 私ハ極ク簡單ニ二三御尋シタイト思ヒマス、一方ニハ治療ノ普及ニ徹底ヲ圖リ、一方ニハ國民ノ健康増進、此ノ二念ニ私ハ非常ナ疑ヲ持ツテ居ル、ソレハドウ云コトカト中シマスルト、今出シテ居ラレル案ハ、申スマデモナク治療ノ普及ヲ圖ルト云フ建前カランノ案デアリマスケレドモ、此ノ内容ヲ靜ニ見マシテモ、現在十人履ツテ居ル者ト十人以下ノ者ト、ソコニ非常ニモウ不公平ガアリマス、而モ今日ノ此ノ治療行爲ニハ、十數年前ニ健康保険ガアリ、昨年國民健康保険ガ出來、今又此ノ案

モ、日本中ノ醫者誰ニデモ診テ貰ヘル、尤モ醫者ノ自由ノ選擇ガ何モ不都合ガナイト云フヤウニシマセヌト、折角ノ此ノ目的ヲ私ハ達スル譯ニハ行カヌト思ヒマス

モウ一ツ國民健康増進ノ問題デスガ、是ハ本案トハ直接關係ガナイヤウダガ、ヤハリ盾ノ兩面デスカラ、此ノ機會ニ私ハ承ツテ置キタイガ、大體日本デ厚生省ノ出來タノハ、或ル意味ニ於テ不善ダト私ハ思ツテ居ル、ソレハ國民健康増進ノ爲ト云フ建前カラ出來タノデハナシニ、此ノ儘デ捨テ置クトモウ甲種合格無ウナル、國民ノ健康ガ餘リニ低下スルカラ、驚イテ出來タノガ厚生省デアリマス、出來タコトハ結構デアリマスガ、其ノ出來タ出發點ハ此處ナンデアル、モツト積極的ニ國民ノ健康ヲ増進シヨウト云フ建前カラ出來タ厚生省デハナシニ、餘リ健康ヲ低下スルカラ驚イテ出來タト云フノガ今日ノ厚生省ノ成立デス、隨テ少クモ國民ノ健康ヲ低下スル何モノカガアルナラバ、先づ此ノ事ヲ取除クト云フコトガ一番大切デアル、増進結構デス、增進ヲ圖ル前ニ、先づ其ノ低下ノ原因ヲ、私ハ理窟ヲ抜イテ、一ツツツデ宜イカラ實行ニ移シテ戴キタイ、アナタハ其ノ信念ガアルカナイカ、ソレハ私ハ餘リニ數多イコトデスカラ、委員會其ノ他由上ガルノデスガ、ホンノ二ラ私ハ申上ゲテ見タイト思フガ、國民ノ健康ト一密接ナ關係ノアルモノハ何カト言ヘバ食物デアル、日本デ言フナラバ米デス、此ノ米ノ問題ノ如キハ非常時下ノ今日、經濟的ニ見テモ、又衛生的ニ見テモ、最モ大キナ問題ダト私ハ思フ、兩三日前ニ農山漁村ノ生產増進ノ決議案ガ出タ、是ハ私ハ尤ナコトト思ヒマスガ、一面ニ於テ増進ヲ圖ルト同時ニ、一面ニ於テ消費ノ合理化

番大切ナノハ、私ガ今申上ガルヤウナ此ノ食糧問題ノ米デス、現在國民ガ食ツテ居ルアノ白米食、是ハ衛生上カラ容易ナラザル結果ガアリマス、コンナコトハ無論アナタ方ハ御存ジノコトト思ヒマスガ、是ハ國立營養研究所デハツキリ研究シテ居リマス、今一般ニ使ツテ居ルアノ砂ヲ混ゼタ白米、

ソレガ如何ニ恐ロシク健康ヲ害シテ居ルカト云フヤウナコトハ、科學的ニスツカリ立證サレテ居リマス、其ノ結論ハドウカト言ヘバ、砂ヲ無クスルコト、砂ヲ入レスコト、而シテ七分搗米ニスルコト、ソレガ今日ノ健衛生竝ニ一面ニ於テ經濟ノ上カラ、最モ大切ダト云フコトハハツキリシテ居ルノデアリマス、私ハ國ガ國立デウント金ヲ掛ケテ、多年ノ間研究サシタ其ノ結論ガ斯ウナツタ以上ハ、宜シク之ヲ採用スベシ、昨年閣議ナドデ少シ是ハ問題ニナツタラシイガ、偶或ル大臣ガ、ヤツパリ白米が美味クテ宜イト言フト、クタ／＼ト碎ケテシマツタコトデスガ、何ト云フ馬鹿ナカニ、私ハ國民ノ健康ト云フコトダケデナシニ、年少クモ國民ノ健康ヲ低下スル何モノカガアルナラバ、先づ此ノ事ヲ取除クト云フコトガ一番大切デアル、増進結構デス、増進ヲ圖ル前ニ、先づ其ノ低下ノ原因ヲ、私ハ理窟ヲ抜イテ、一ツツツデ宜イカラ實行ニ移シテ戴キタイ、アナタハ其ノ信念ガアルカナイカ、ソレハ獨り本人ノ病氣ダケデスカラ、委員會其ノ他由上ガルノデスガ、ホンノ二ラ私ハ申上ゲテ見タイト思フガ、國民ノ健康ト一密接ナ關係ノアルモノハ何カト言ヘバ食物デアル、日本デ言フナラバ米デス、此ノ米ノ問題ノ如キハ非常時下ノ今日、經濟的ニ見テモ、又衛生的ニ見テモ、最モ大キナ問題ダト私ハ思フ、兩三日前ニ農山漁村ノ生產増進ノ決議案ガ出タ、是ハ私ハ尤ナコトト思ヒマスガ、一面ニ於テ増進ヲ圖ルト同時ニ、一面ニ於テ消費ノ合理化

タ時ニ一番多いナリマス、コンナコトハ私ガ申サナイデモ御存ジノ話デ、其ノ根柢マセヌヨ、此ノ非常時下ニ於テ、セメテ二ト云フヤウナコトハ、廣告ハ全體何ント云フコトデス、可哀相ニ病

ヘバ、砂ヲ無クスルコト、砂ヲ入レスコト、而シテ七分搗米ニスルコト、ソレガ今日ノ健衛生竝ニ一面ニ於テ經濟ノ上カラ、最モ大切ダト云フコトハハツキリシテ居ルノデアリマス、私ハ國ガ國立デウント金ヲ掛けケテ、多年ノ間研究サシタ其ノ結論ガ斯ウナツタ以上ハ、宜シク之ヲ採用スベシ、昨年閣議ナドデ少シ是ハ問題ニナツタラシイガ、偶或ル大臣ガ、ヤツパリ白米が美味クテ宜イト言フト、クタ／＼ト碎ケテシマツタコトデスガ、何ト云フ馬鹿ナカニ、私ハ國民ノ健康ト云フコトダケデナシニ、年少クモ國民ノ健康ヲ低下スル何モノカガアルナラバ、先づ此ノ事ヲ取除クト云フコトガ一番大切デアル、増進結構デス、増進ヲ圖ル前ニ、先づ其ノ低下ノ原因ヲ、私ハ理窟ヲ抜イテ、一ツツツデ宜イカラ實行ニ移シテ戴キタイ、アナタハ其ノ信念ガアルカナイカ、ソレハ獨り本人ノ病氣ダケデスカラ、委員會其ノ他由上ガルノデスガ、ホンノ二ラ私ハ申上ゲテ見タイト思フガ、國民ノ健康ト一密接ナ關係ノアルモノハ何カト言ヘバ食物デアル、日本デ言フナラバ米デス、此ノ米ノ問題ノ如キハ非常時下ノ今日、經濟的ニ見テモ、又衛生的ニ見テモ、最モ大キナ問題ダト私ハ思フ、兩三日前ニ農山漁村ノ生產増進ノ決議案ガ出タ、是ハ私ハ尤ナコトト思ヒマスガ、一面ニ於テ増進ヲ圖ルト同時ニ、一面ニ於テ消費ノ合理化

タ時ニ一番多いナリマス、コンナコトハ私ガ申サナイデモ御存ジノ話デ、其ノ根柢マセヌヨ、此ノ非常時下ニ於テ、セメテ二ト云フヤウナコトハ、廣告ハ全體何ント云フコトデス、可哀相ニ病

ヘバ、砂ヲ無クスルコト、砂ヲ入レスコト、而シテ七分搗米ニスルコト、ソレガ今日ノ健衛生竝ニ一面ニ於テ經濟ノ上カラ、最モ大切ダト云フコトハハツキリシテ居ルノデアリマス、私ハ國ガ國立デウント金ヲ掛けケテ、多年ノ間研究サシタ其ノ結論ガ斯ウナツタ以上ハ、宜シク之ヲ採用スベシ、昨年閣議ナドデ少シ是ハ問題ニナツタラシイガ、偶或ル大臣ガ、ヤツパリ白米が美味クテ宜イト言フト、クタ／＼ト碎ケテシマツタコトデスガ、何ト云フ馬鹿ナカニ、私ハ國民ノ健康ト云フコトダケデナシニ、年少クモ國民ノ健康ヲ低下スル何モノカガアルナラバ、先づ此ノ事ヲ取除クト云フコトガ一番大切デアル、増進結構デス、増進ヲ圖ル前ニ、先づ其ノ低下ノ原因ヲ、私ハ理窟ヲ抜イテ、一ツツツデ宜イカラ實行ニ移シテ戴キタイ、アナタハ其ノ信念ガアルカナイカ、ソレハ獨り本人ノ病氣ダケデスカラ、委員會其ノ他由上ガルノデスガ、ホンノ二ラ私ハ申上ゲテ見タイト思フガ、國民ノ健康ト一密接ナ關係ノアルモノハ何カト言ヘバ食物デアル、日本デ言フナラバ米デス、此ノ米ノ問題ノ如キハ非常時下ノ今日、經濟的ニ見テモ、又衛生的ニ見テモ、最モ大キナ問題ダト私ハ思フ、兩三日前ニ農山漁村ノ生產増進ノ決議案ガ出タ、是ハ私ハ尤ナコトト思ヒマスガ、一面ニ於テ増進ヲ圖ルト同時ニ、一面ニ於テ消費ノ合理化

政府ニ於テ眞剣ニ、熱意ノアル、本當ニ國民ノ健康増進ヲ圖ルト云フ此ノ親切味ガアルナラバ、私ハ政府自ラ此ノ案ヲ提ゲテ、ソレ相當ノ権闘ニ諸ラレルノガ當然デアルト思フガ、大臣ハ此ノ點如何ニ御考ニナルカ、私ハモットノ申上ゲタイコトガアリマスガ、ソレハ委員會之ノ他ノ機會ニ申上ゲルコトニ致シマス、此處デハホンノ二三ノ例ヲ申上ゲタニ過ギナインデアリマスカラ、其ノ御積リテ御答辯ヲ願ヒマス

〔國務大臣廣瀬久忠君登壇〕
○國務大臣(廣瀬久忠君) 第一ニ治療ノ不公平ノ問題ニ付テノ御心配、洵ニ御尤ニ存ジマス、各方面ニ付テノ治療ニ付テハ、十分ニ連絡ヲ取ツテ不公平ノナイヤウニシナケレバナラヌコトハ申スマデモアリマセヌ、併シナガラ治療ニ付キマシテハ、自ラ治療シ得ル能力ノアル者モアリマス、サウ云フ者ハ自ラ治療スルコトガ適當デアルト思ヒマス、又自ラ治療ノ出來ナイ者、是等ニ對シマシテハ國家ノミナラズ、既ニ御承知ノ恩賜財團濟生會ノ如キモノモアリ、又國家トシテハ救護法ノ如キモノモアリ、其ノ他豫算上ニ於テモ救護費ヲ相當ニ持ツテ居ル、サウシテ自ラ治療が出來ナイデ困ツテ居ル者ニ對シテハ、國家ハ之ニ對シテ相當ノ施設ヲ持ツテ居リマス、又其ノ他十分ノ力ノナイ者ニ付テハ、或ハ共濟組合、或ハ社會保險制度、今ノ健康保険制度等、皆此ノ一ツダト思ヒマス、是等ノ制度ヲ活用致シマシテ、國民ニ出來ルダケ此ノ治療ノ機會ヲ與ヘルト云フコトニ付テハ、有ユル努力ヲ拂ツテ居ル積リテアリマス、併シナガラマダ足ラナイ點ガアルカモ知レマセヌ、ソレ等ニ付キマシテハ、私共ガ茲ニ提出致シテ居リマスヤウナ案ハ、皆ソレヲ考ヘテ提出ヲ致シテ居ル譯アリマス、此ノ種ノ案ヲ出シマシテモ、決シテ唯徒ニ亂雜ニ出スト

○議長(小山松壽君) 是ニテ質疑ハ終了致
手)

云フ積リテハアリマセヌ、社會保險制度ニ付テモ、一定ノ體系ヲ以テ吾々ハ進ンデ居ルノデアリマシテ、唯思付キニ亂雜ニ出ス

ト云フヤウナ意味デハアリマセヌ、隨ヒマシテ現在ハ一般職員ニ付テノ保険制度ヲ提案シテ居リマスガ、將來ニ於テハ或ハ公吏、官廳ノ職員等ニモ何等カノ制度ヲ考ヘヨウ

ト云フコトヲ、先程來申上ゲテ居ル次第デアリマス
ソレカラ尙ほ健康増進ノ問題ニ付テ色々御尋ガアリマシテ、其ノ中ニ混砂問題ニ付テノ御質問ガアリマシタガ、混砂問題ニ付キマシテハ、政府ト致シマシテハ、混砂ハ禁止スルト云フ方針ヲ以テ進ンデ居リマス、唯一舉ニ法律ヲ以テ之ヲヤルコトハ、從來ノ永年ノ慣例ヲ突如トシテ改メルコトニナリマスルノデ、是ハ社會上竝ニ產業上ノ影響モアリマスルコトデアリマスカラ、逐次ニ進ム積リテアリマス、併シナガラ禁止ノ意思ヲ以テ現ニ進行致シテ居リマス、白米ヨリモ七分搗ガ宜シト云フ、詰リ獎勵ノ方法ヲ以テ進ム積リテ以テ、現ニ進ンデ居ル譯デアリマス、ソレカラ尙ほ賣藥ノ問題デアリマスガ、賣藥ハ一切皆駄目ナモノダト云フコトハ私ハナイト思ヒマス、併シナガラ物ニ依ツテハ廣告等ガ甚ダ適當デナイモノガアルヤウデアリマシテ、是等ニ付テハ先程モ申上ゲマシタ醫藥制度調査會ニ於キマシテ目下考究申デアリマスノデ、其ノ成案ヲ得マスレバ、之ニ依ツテ處理ヲ致ス積リテアリマス

尚ホ酒ノ問題ニ付テハ、現在未成年者禁酒法ガアリマス、之ニ依リ未成年以上ノ者ニ付キマシテハ、各自ノ自覺ニ懶ヘテ適宜處理スベキモノデアルト思ツテ居リマス(拍手)
○議長(小山松壽君) 本案ハ議長指名十八名ノ委員ニ付託サレンコトヲ望ミマス
○議長(小山松壽君) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ

○議長(小山松壽君) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程第六ハ後廻シトセラレ
○議長(小山松壽君) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程第七、寺院等ニ無償ニテ貸付シアル國有財產ノ處分ニ關スル法律案ノ第一讀會ヲ開キマス——松村大藏政務次官

第七 寺院等ニ無償ニテ貸付シアル國有財產ノ處分ニ關スル法律案

有財產ノ處分ニ關スル法律案(政府提出、貴族院送付)

第一條 本法施行ノ際現ニ國有財產法ニ依リ寺院又ハ佛堂ニ無償ニテ貸付シアル國有財產ノ處分ニ關スル法律案ノ第一讀會ヲ開キマス——松村大藏政務次官

寺院等ニ無償ニテ貸付シアル國有財產ノ處分ニ關スル法律案

有財產ノ處分ニ關スル法律案(政府提出、貴族院送付)

第一條 本法施行ノ際現ニ國有財產法ニ依リ寺院又ハ佛堂ニ無償ニテ貸付シアル國有財產ノ處分ニ關スル法律案ノ第一讀會ヲ開キマス——松村大藏政務次官

寺院等ニ無償ニテ貸付シアル國有財產ノ處分ニ關スル法律案

有財產ノ處分ニ關スル法律案(政府提出、貴族院送付)

第一條 本法施行ノ際現ニ國有財產法ニ依リ寺院又ハ佛堂ニ無償ニテ貸付シアル國有財產ノ處分ニ關スル法律案ノ第一讀會ヲ開キマス——松村大藏政務次官

寺院等ニ無償ニテ貸付シアル國有財產ノ處分ニ關スル法律案

有財產ノ處分ニ關スル法律案(政府提出、貴族院送付)

第一條 本法施行ノ際現ニ國有財產法ニ依リ寺院又ハ佛堂ニ無償ニテ貸付シアル國有財產ノ處分ニ關スル法律案ノ第一讀會ヲ開キマス——松村大藏政務次官

第三條 第一條ニ規定スル國有財產ニシテ同條ノ規定ニ依ル讓與ヲ爲サザルコトニ決定シタルモノニハ國有財產法第二十四條ノ規定ヲ適用セズ但シ第三條ノ規定ニ依リ賣拂ノ申請ヲ爲シタル國有財產ニ付テハ賣拂契約成立ノ日又ハ賣拂ヲ爲サザルコトノ決定通知ヲ爲シタル日迄命令ノ定ムル所ニ依リ無償ニテ之ヲ當該寺院又ハ教會ニ貸付シタルモノト看做ス

勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 前條ノ讓與ニ關スル處分ニ對シ不服アル者ハ訴願ヲ爲スコトヲ得前項ノ訴願ノ裁決ヲ爲ス場合ニ於テハ寺院境内地處分審査會ニ諮詢スベシ

第三條 第一條ニ規定スル國有財產ニシテ同條ノ規定ニ依ル讓與ヲ爲サザルモノハ勅令ヲ以テ特ニ國有トシテ存置スルノ必要アリト定ムルモノヲ除クノ外第一條ノ申請ヲ爲シタルモノニ付テハ讓與ヲ爲サザルコトノ決定通知ヲ爲シタル日ヨリ五年内ニ、其ノ他ノモノニ付テハ寺院ニ在リテハ本法施行後五年内ニ、佛堂ニ在リテハ宗教團體法第三十五條ノ規定ニ依リ其ノ佛堂ガ寺院ニ屬シ又ハ寺院若ハ法人タル教會ト爲リタル場合ニ本法施行後六年内ニ申請シタルキハ時價ノ半額ヲ以テ隨意契約ニ依リ之ヲ當該寺院又ハ教會ニ賣拂フコトヲ得

前條ノ規定ニ依リ訴願ヲ爲シタル者ハ前項ノ期間満了後ト雖モ其ノ裁決書ヲ受領シタル日ヨリ尚二年間前項ノ賣拂ノ申請ヲ爲スコトヲ得

第四條 前條ノ規定ニ依ル賣拂代金ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ五年内ノ賦延納ヲ認ムルコトヲ得但シ國債ヲ以テ擔保ヲ供シタルトキハ十年内ノ年賦延納ヲ認ムルコトヲ妨げズ

第五條 第一條ニ規定スル國有財產ニシテ同條ノ規定ニ依ル讓與ヲ爲サザルコトニ決定シタルモノニハ國有財產法第

二十四條ノ規定ヲ適用セズ但シ第三條ノ規定ニ依リ賣拂ノ申請ヲ爲シタル國有財產ニ付テハ賣拂契約成立ノ日又ハ賣拂ヲ爲サザルコトノ決定通知ヲ爲シタル日迄命令ノ定ムル所ニ依リ無償ニテ之ヲ當該寺院又ハ教會ニ貸付シタルモノト看做ス

ヲ明快ニ太歲當局竝ニ文部當局ノ御辯明ヲ
戴キタインデアリマス、此ノ一點ダケ茲ニ
御尋シテ私ノ質問ハ終ルコトニ致シマス
(拍手)

〔政府委員松村光三君登壇〕

○政府委員(松村光三君) 只今ノ加藤君ノ
御質疑ニ御答致シマス、寺院等ニ貸付シテ
アリマスル此ノ國有地ヲ今回上程致シマス
ル趣旨ハ、明治維新當時、政府ハ寺領ヲ以
テ公領ノ一種ト云フ觀念ノ下ニ境内地ヲ整
理致シタノデアリマス、其ノ際境内地ノ内
外ヲ明ニシテ、境内地ハ依然占有ヲ許シテ
居リマシタガ、其ノ後地租改正ノ際ニ、境
内地ノ中民有地トシテ證據ノアルモノハ民
有地ニ編入致シマシタガ、其ノ證據ノナイ
モノハ之ヲ國有財產ニ編入シタノデアリマ
ス、是ハ土地整理ノ原則ト致シマシテ已ム
ヲ得ナイコトアリマシテ、違法不當ニ沒
收致シタノデハ斷ジテアリマセヌ、今回宗
教團體法案ガ提出サレマシタル際ニ、此ノ
教化團體ノ職能ヲ保護助長セシムル趣旨ヲ
以チマシテ、茲ニ政府ハ其ノ大部分、即チ
二千九百餘万坪ノ中僅ニ六万坪餘ヲ残シマ
シテ、殆ド其ノ大部分ヲ無償ニテ讓渡スル
ノデアリマスルガ、現在境内地ト稱セラレ
ツツモ、不當ニ之ヲ使用シテ居ルモノ、全
然使用セザルモノ、又國家ニ之ヲ存置スル
コトガ必要ナリト考ヘマスルモノヲ一部分
残シマシテ、其ノ大部分ヲ無償讓渡シタル
ノミナラズ、其ノ殘部ニ付キマシテモ時價
ノ半額ヲ以テ特ニ讓渡スルコトニ致シマシ
テ、其ノ償還ノ期限モ大體十箇年間ノ年賦
償還ヲ認メタノハ此ノ趣旨アリマス、此
ノ點特ニ御諒承ヲ御願致シマス(拍手)

〔政府委員小柳牧衛君登壇〕
○政府委員(小柳牧衛君) 加藤君ノ御質問
ニ對シテ私ヨリ尙ホ御答ヲ致シタイト存ジ
マス、只今ノ御質問ニ對シマシテハ、大藏

當局ヨリ御答ガアリマシタ通り、時局ニ顧
ミマシテ寺院ノ活動ヲ要望シヨウト私共考
ヘマシテ、此ノ取扱ヲ爲スト云フコトハ極
メ必要ナルト存ズルノデアリマス、而
シテ其ノ無償讓渡ノ程度等ハ、此ノ法案ヲ
以テ適切ト考ヘテ居ル次第デアリマス

○如藤知正君 議長……
○如藤知正君 發言デアリマス、簡單デア
リマスカラ此處デ……

○議長(小山松壽君) 登壇ヲ望ミマス
〔加藤知正君登壇〕
○加藤知正君登壇
○加藤知正君(小山松壽君) 何カ御發言デスカ
リマスカラ此處デ……

○議長(小山松壽君) 登壇ヲ望ミマス

〔加藤知正君登壇〕
○加藤知正君(小山松壽君) 只今松村政務次官ハ、寺院
ノ境内地ハ之ヲ公領地ト認メタ云々ト云フ
御辯明デアリマスガ、併シナガラ明治四十
三年ニハ行政裁判所ハ之ヲ寺院ノ私有地ナ
リト判決ヲ下シテ居リマス、サウシテ三十
何箇寺ノ境内地ヲ無代返還致シテ居リマス、
斯様ニ行政裁判所ガ私有地トシテ認ヌテ居
ルモノヲ、何故ニ公領地ト御認ニナルノカ、
其ノ理由ヲ御伺致シタイト存ジマス

〔政府委員松村光三君登壇〕

○政府委員(松村光三君) 只今再度ノ御質
問デアリマスガ、維新當時勿々ノ際之ヲ公
領地ト認ヌタノデアリマスルガ、其ノ後地
租改正ノ際ニ民有地ノ證據歷然タルモノヲ、
先程申シマシタヤウニ民有地ト致シマシテ、
證據ナキモノヲ國有財產トシテ編入致シタ
ノデアリマスルカラ、其ノ點ハ重ネテ特ニ
御諒承ヲ御願致シマス(拍手)

○議長(小山松壽君) 是ニテ質疑ハ終了致

第六條 年金受取人又ハ第二條第二項ノ
規定ニ依リ繼續シテ年金ノ支拂ヲ受ク
ヘキ者(以下單ニ年金繼續受取人ト稱
ス)カ第三者ナルトキハ其ノ第三者ハ

當然年金契約ノ利益ヲ享受ス

第七條 年金ヲ受取ルヘキ權利ハ之ヲ讓
渡スコトヲ得ス

第八條 年金ヲ受取ルヘキ權利ハ之ヲ差
押フルコトヲ得ス但シ年額二百五十圓
(ヲ超ユル金額ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
第九條 年金契約者ハ第三者ヲシテ年金
契約者トシテノ權利義務ヲ承継セシム
ルコトヲ得此ノ場合ニ於テ年金契約者
カ年金受取人ニ非サルトキハ年金受取
人ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

前項ノ承継ハ政府ニ通知スルニ非サレ
ハ之ヲ以テ政府ニ對抗スルコトヲ得ス

第十條 年金契約者ハ年金支拂ノ事由發
生スル迄八年金契約ノ解除ヲ爲スコト
ヲ得但シ年金契約者カ別段ノ意思ヲ表
示シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ解除ハ將來ニ向テノミ其ノ效力

第十一條 年金契約者ハ命令ノ定ムル所
トキハ政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其
ノ年金契約ヲ既ニ拂込ミタル掛金ニ依
ル掛金拂濟年金契約ニ變更スルコトヲ

前項ノ場合ニ於テ掛金拂濟年金契約ニ
變更セラレサル年金契約ハ解除セラレ
タルモノト看做ス

第十二條 年金契約者掛金ヲ拂込マスシ
テ命令ノ定ムル猶豫期間ヲ經過シタル
ニ依リ年金契約ノ變更ヲ請求スルコト
ヲ得

第十三條 隨時ニ掛金ノ拂込ヲ爲スヘキ
年金契約ニ於テ年金支拂ノ事由發生ス
ル迄ニ年金契約者ノ拂込ミタル掛金ニ
依ル年金ノ額カ命令ノ定ムル額ニ達セ
サルトキハ其ノ年金契約ハ解除セラレ
タルモノト看做ス

第十四條 年金受取人ノ死亡又ハ年金契
約ノ解除若ヘ變更ノ場合ニ於テハ年金契
約者又ハ年金契約申込ノ際年金契約者
ノ指定シタル第三者ハ命令ノ定ムル所
ニ依リ拂込掛金ニ基キ算定シタル返還
金(以下單ニ返還金ト稱ス)ノ支拂ヲ請
求スルコトヲ得

年金契約者カ年金受取人以外ノ第三者
ヲ返還金受取人ニ指定スルニハ年金受

取人ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第十五條 年金受取人ト爲シタルトキハ年金契約
者ハ返還金支拂ノ事由發生スル迄ハ年
金受取人ヲ以テ返還金受取人ト爲スコ
トヲ得

○服部崎市君 本案ハ政府提出宗教團體法
案委員ニ併セ付託サレンコトヲ望ミマス
○議長(小山松壽君) 服部君ノ動議ニ御異
議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

ヲ生ス

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマ
ス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第
八、郵便年金法中改正法律案ノ第一讀會ヲ
開キマス——廣瀬厚生大臣

第八 郵便年金法中改正法律案(政府
提出、貴族院送付) 第一讀會

郵便年金法中改正法律案
郵便年金法中左ノ通改正ス

第二條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ年金契約ニ於テハ勅令ノ定ムル
所ニ依リ年金支拂ノ事由發生ノ日ヨリ
一定ノ期間内ニ年金受取人死亡スルモ
仍其ノ殘存期間年金受取人ノ遺族ニ繼
續シテ年金ヲ支拂フヘキコトヲ約スル
コトヲ得

前項ノ場合ニ於テ掛金拂濟年金契約ニ
變更セラレサル年金契約ハ解除セラレ
タルモノト看做ス

第十二條 年金契約者掛金ヲ拂込マスシ
テ命令ノ定ムル猶豫期間ヲ經過シタル
ニ依リ年金契約ノ變更ヲ請求スルコト
ヲ得

第十三條 隨時ニ掛金ノ拂込ヲ爲スヘキ
年金契約ニ於テ年金支拂ノ事由發生ス
ル迄ニ年金契約者ノ拂込ミタル掛金ニ
依ル年金ノ額カ命令ノ定ムル額ニ達セ
サルトキハ其ノ年金契約ハ解除セラレ
タルモノト看做ス

第十四條 年金受取人ノ死亡又ハ年金契
約ノ解除若ヘ變更ノ場合ニ於テハ年金契
約者又ハ年金契約申込ノ際年金契約者
ノ指定シタル第三者ハ命令ノ定ムル所
ニ依リ拂込掛金ニ基キ算定シタル返還
金(以下單ニ返還金ト稱ス)ノ支拂ヲ請
求スルコトヲ得

年金契約者カ年金受取人以外ノ第三者
ヲ返還金受取人ニ指定スルニハ年金受

取人ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第十五條 年金受取人ト爲シタルトキハ年金契約
者ハ返還金支拂ノ事由發生スル迄ハ年
金受取人ヲ以テ返還金受取人ト爲スコ
トヲ得

タルトキハ年金契約者ハ之ヲ變更スル

コトヲ得ス

第一項ノ返還金受取人ノ變更ハ政府ニ
通知スルニ非サレハ其ノ效力ヲ生セス

第十六條 年金受取人以外ノ第三者タル
返還金受取人カ返還金支拂ノ事由發生
前ニ死亡シタルトキハ年金受取人ヲ以
テ返還金受取人トス

第十七條 年金受取人カ戰爭又ハ戰爭ニ
準スヘキ事變ニ際シ戰鬪又ハ戰鬪ニ準
スヘキ公務ニ因ル傷痍疾病ノ爲勅令ノ
定ムル期間内ニ死亡シタルトキハ第十
四條ノ規定ニ依リ返還金ノ支拂ヲ爲ス
ト否トニ拘ラス政府ハ年金受取人ノ遺
族ニ勅令ノ定ムル特別返還金ヲ支拂フ
前項ノ戰爭ニ準スヘキ事變ニ戰鬪ニ準
スヘキ公務竝ニ遺族ノ範圍及順位ハ勅
令ヲ以テ之ヲ定ム

第十八條 第六條ノ規定ハ第十四條ノ返
還金受取人及前條ノ特別返還金受取人
ニ、第七條ノ規定ハ返還金又ハ特別返
還金ヲ受取ルヘキ権利ニ之ヲ準用ス
第十九條 第十四條ノ規定ニ依リ返還金
ノ支拂ヲ請求スルコトヲ得ル年金契約
及第二條第二項ノ年金契約ニ於テ八年
金契約者、年金受取人又ハ年金繼續受
取人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ左ノ金額
ノ範圍内ニ於テ貨付ヲ請求スルコトヲ
得

第一 第二條第二項ノ年金契約以外ノ年
金支拂ノ事由發生前ノモノニ在リテ
ハ第十四條ノ規定ニ依ル返還金額
依ル返還金額

第二 第二條第二項ノ年金契約ニシテ年
金支拂ノ事由發生後ノモノニ在リテ

三 第二條第二項ノ年金契約ニシテ年
金支拂ノ事由發生後ノモノニ在リテ
ハ第二條第二項ノ年金契約ニシテ年
金支拂ノ事由發生後ノモノニ在リテ
ハ第二條第二項ノ一定ノ期間ノ内未

タ経過セサル部分ニ對シ支拂ハルヘ

キ年金ノ總額

前項ノ貸付ヲ受ケタル者貸付金ノ辨濟
ヲ爲サシテ命令ノ定ムル期間ヲ経過

依リ貸付金ノ辨濟ニ代へ年金及返還金
ノ減額ヲ爲スコトヲ得

第二十條ヲ第二十五條トシ以下第二十二
條迄順次五條宛繰下ダ

第二十條 年金契約ノ全部又ハ一部カ無
效ナル場合ニ於テ年金契約者カ善意ニ
シテ且重大ナル過失ナキトキハ年金契
約者ハ拂込掛金ノ全部又ハ一部ノ返還
ヲ請求スルコトヲ得

第二十一條 年金又ハ返還金ヲ支拂フヘ
キ場合ニ於テ其ノ年金契約又ハ之ニ基
クヘキ金額アルトキハ支拂金額ヨリ之
ヲ控除ス

第二十二條 當該官署カ年金、返還金、
特別返還金又ハ年金契約者ニ返還スヘ
キ掛金ヲ命令ノ定ムル所ニ依リ支拂ヒ

タルトキハ其ノ支拂ハ之ヲ有效トス

キハ時效ニ因リテ消滅ス

第二十三條 年金、返還金及特別返還金
支拂ノ義務竝ニ掛金返還ノ義務ハ一年、
掛金拂込ノ義務ハ一年ヲ経過シタルト

第二十四條 年金契約者、年金受取人、
年金繼續受取人、返還金受取人又ハ特
別返還金受取人カ郵便年金ニ關スル事
項ニ付政府ニ對シテ民事訴訟ヲ提起ス
ルニハ簡易生命保険審査會ノ審査ヲ經
理

〔國務大臣廣瀬久忠君登壇〕

○國務大臣(廣瀬久忠君) 只今上程セラレ

マシタ郵便年金法中改正法律案提出ノ理由
ヲ説明致シマス本案ハ現下緊要ナル國民生

活ノ安定竝ニ國民貯蓄獎勵ノ見地ヨリ、郵
便年金制度ヲ擴張致シマシテ、年金受取人

ノ生存中年金ヲ支拂フニ止マラズ、一定條
件ノ下ニ本人ノ遺族ニモ年金ノ支拂ヲ繼續

スルガ如キ年金種類ヲ創設スルト共ニ、戰
争又ハ事變ニ因リ死亡セル年金受取人ノ遺
族ニ特別ノ支拂ヲ爲ス等、制度ノ效用ヲ大

ナラシムル外、一般民衆ノ利用ヲ容易ナラ
シムル爲、拂込掛金ノ全部又ハ一部ノ返還

ノ特質ヲ失フニ至ツタノデハナイカト考

度ヲ改善スル目的ノ下ニ郵便年金法ヲ改正

セントスルモノニアリマス

郵便年金ハ國民ノ老後ニ於ケル生活ヲ安定

ナラシムル目的ヲ以テ、大正十五年創始セラ

レマシタ官營生命保険制度デアリマスガ、創

始以來順調ナル發達ヲ遂ゲマシテ、現在ノ契

約年數ハ四十二万件、年金年額ハ三千四百萬

圓ヲ算シ、又其ノ積立金ハ一億三千万圓ニ

達スル成績ヲ收メテ居リマシテ、之ニ依リ國

民生活ノ安定ニ貢獻ヲ致スト同時ニ、集積セ

ラレタル資金ハ國民經濟上ニ寄與スル所少

カラザルモノガアルノデアリマス、幸ヒ今

回ノ改正ガ實現致シマスレバ、加入者ノ福

祉ヲ増進スルト共ニ、今後本制度ノ普及發

達ヲ促進スルコトトナリ、現下ノ時局ニ鑑

ス、之ヲ許シマス——佐竹晴記君

〔佐竹晴記君登壇〕

○佐竹晴記君 質疑ノ通告ガアリマ

ス、之ヲ許シマス——佐竹晴記君

年金法中改正法律案ニ關シ四五點簡單ニ質
疑ヲ申上ゲタイト存ジマス

先づ第一ニ今回ノ改正ノ最モ主要ナルモ
ノハ、保證期間附終身年金制ノ創設、即チ

年金受取人ノ生存中年金支拂ヲ爲スノ外、
其ノ受取人ガ年金支拂開始後一定ノ保證期

間内ニ死亡致シマシタ場合ニ、年金受取人
ノ遺族ニ年金ノ支拂ヲ繼續スルト共ニ、年

金支拂開始前ニ契約消滅致シマシタ場合ニ
於テハ、拂込掛金ニ一定ノ利息ヲ附シテ之

ヲ返還ヲスルト云フ制度ヲ創設致シマシタ

點デアリマス、此ノ改正ニ依リマシテ、郵

便年金制ト云フモノノ實質ハ、普通ノ生命

保險ト何等選ブ所ガナクナリマシテ、年金

制ノ特質ヲ失フニ至ツタノデハナイカト考

ヘルノデアリマス、申上ゲルマデモ

ナク現行郵便年金制ト云フモノハ、中

產階級以下國民大衆ノ老後ノ生活安定ノ

爲、之ヲ主眼トルモノデアリマシテ、

一般生命保險ノ場合ノ如ク、被保險者ノ

死亡致シマシタ場合ニ、其ノ遺族ノ生

活安定ヲ目的トスルモノノデハアリマセヌ、

被保險者自身ガ老人ニナリマシタ場合ニ、

人ノ御厄介ニナラナイヤウニ、安ンジテ生

活ノ出來ルヤウニト云フノガ目標デアツ

テ、其ノ掛金ノ如キモ一旦掛けタモノハ掛

ケ放シ、即チ拋棄スルト云フコトガ本則デ

アリマスルコトハ、現行法第七條ニ其ノ趣
旨ヲ明ニ致シテ居ルノデアリマス、然ルニ

トモ、非常ニ好イ成績ヲ舉ゲテ居リマスル

リマス方ガ、ヨリ能ク中產階級以下大多數

ノ國民大衆ノ利用ヲ増大シ、所期ノ目的ヲ達成スル所以デハナイカト思ハレルノデゴザイマスルガ、政府ノ御所見ハ如何デゴザイマセウカ

第二ニハ、若シ夫レ政府ニシテ年金制ノ事業ヲ簡易保険ニ委譲スルコトガ困難デアルト致シマスナラバ、政府ハ國庫ヨリ相當ノ負擔金ヲ出シマシテ、其ノ他根本的改正ヲ加ヘテ、此ノ年金制ニ活ヲ入レルネケレバ、現在ノ儘ノ年金制デハ、到底政府ノ企圖致シマスル目的ハ達スルコトハ出來ナイト思フガ、如何デゴザイマセウ、政府ノ言フ所ニ依リマスレバ、此ノ制度ハ極メテ順調ニ發達シテ來テ居ル、諸外國ノ例ニ比シテモ決シテ劣ツテ居ナイト白負セラレテ居ルヤウデアリマスルガ、吾々ノ見ル所ニ依レバ必ズシモ左様ニハ思ヘナイノデアリマス、此ノ年金制ハ創設以來既ニ十數年ヲ經過致シテ居リマス、所ガ世間デハ餘り知ラレテ居リマセヌ、簡易生命保険ト云ヘバ子供デモ之ヲ知ツテ居リマスルガ、郵便年金制ハ大人デモ知ラナイト云フノガ寧ロ普通デアリマス、ソレナラバ當局ハ其ノ宣傳ヲ怠ツテ居ツタカト申シマスト、サウデハナイ、政府ハ年金制ノ宣傳ニ對スル郵便局アタリノ努力ハ、簡易保険ヨリモ非常ニ骨ガ折レテ、數倍ノ努力ヲ拂ツテ居ルト御述ニナツテ居リマスガ、洵ニ其ノ通リデアラウト存ジマス、ソレナノニ一向國民ノ頭ノ中ニ其ノ制度ガ浸透シナイ、又一般生命保険ヤ簡易生命保険ガ逐年素晴シイ勢デ激増シテ參ツテ居ルノニ拘ラズ、年金制ハ最近減退ノ状態ヲサヘ示シ、或ハ掛込中止が頻出致シテ居リマスル等、不振ノ状態ニアリマスルコトハ、一體何ヲ意味スルノデアリマセウ、要スルニ此ノ制度ガ社會ノ實情ニ即シナイカラデアルト降ゼザルヲ得ナイノデアリマス、政府委員ガ貴族院デ説明シ

テ居ル所ニ依リマスレバ、簡易保険ト比ベテ其ノ普及ノ數字ガ比較ニナラヌノハ、一ハ國民ノ心理状態ニ於テ、自分ガ死ンダラントハドウナルダラウト云フ、死後ノ備ヘヲスルコトガ、老後ノ安定ト云フコトヲ考ヘルコトヨリモ痛切デアルカラ「アル」ト說明セラレテ居リマス、併シ吾々ハ必ズシモ左様ニハ考ヘナイ、死後ノコトヲ考ヘル程ノ人デゴザイマスレバ、自分ノ老後ノコトヲ考慮シナ一人ハ誰一人恐ラクアリマスマイ、生命保険ニ加入シナイ人デアリマシテモ、老後ヲ心配致シマシテ、多少ノ貯蓄デモシヨウ、病氣ノ時ニハ困ルカラ、之ニ備ヘル爲ニ蓄財ニ苦心シテ居ルト云フコトハ、何人モ否ミ得ナイ所デアリマセウ、死後ノコトヲ慮ツテ保険ニ加入スル人デアリマシテモ、先ヅ養老保険ニ入ツテ、自分ノ老後ノ安定ニ備ヘヨウト云フノガ人情デアリマス、國民大衆ノ掛金ノ低減ヲ圖リ、大衆ヲモ、先づ養老保険ニ入ツテ、自分ノ老後ノ安定ニ備ヘヨウト云フノガ人情デアリマス、國民大衆ノ掛金ノ低減ヲ圖リ、大衆ヲモ、先づ養老保険ニ入ツテ、自分ノ老後ノ安定ニ備ヘヨウト云フコトガ、此ノ機会ニ其ノ内容ノ詳細ヲ示サレンコトヲ切望致シマス、殊ニ本案ノ委員會ハ恐ラク九名申上ガルコトガ出來マセヌカラ、吾々ニ對シマシテ其ノ對策ガアルナラバ、此ノ機會ニ内容ノ詳細ヲ御説明アランコトヲ切望申上ゲマス(拍手)

第三ニハ此ノ年金制ニ對シテ國庫負擔金ヲ逐次増大シテ行ツテ、結局國庫負擔ニ依ル國民年金制、養老年金制ノ實現ニマデ持ツテ行クベキデハナイカト考ヘルガ、如何デゴザイマセウ、今日現職ヲ離レテ老後ノ生業ト軍人ト教職員ノミデアリマス、國家ヲ構成シ、財政的ニハ擔稅義務ヲ果シツツ、ノデアリマス、

テ居ルモノト言ハネバナリマセヌ、果シテスルコトガ、老後ノ安定ト云フコトヲ考ヘルコトヨリモ痛切デアルカラ「アル」ト說明セラレテ居リマス、併シ吾々ハ必ズシモ左様ニハ考ヘナイ、死後ノコトヲ考ヘル程ノ人デゴザイマスレバ、自分ノ老後ノコトヲ考慮シナ一人ハ誰一人恐ラクアリマスマイ、生命保険ニ加入シナイ人デアリマシテモ、老後ヲ心配致シマシテ、多少ノ貯蓄デモシヨウ、病氣ノ時ニハ困ルカラ、之ニ備ヘル爲ニ蓄財ニ苦心シテ居ルト云フコトハ、何人モ否ミ得ナイ所デアリマセウ、死後ノコトヲ慮ツテ保険ニ加入スル人デアリマシテモ、先づ養老保険ニ入ツテ、自分ノ老後ノ安定ニ備ヘヨウト云フノガ人情デアリマス、國民大衆ノ掛金ノ低減ヲ圖リ、大衆ヲモ、先づ養老保険ニ入ツテ、自分ノ老後ノ安定ニ備ヘヨウト云フコトガ、此ノ機会ニ其ノ内容ノ詳細ヲ示サレンコトヲ切望致シマス、殊ニ本案ノ委員會ハ恐ラク九名申上ガルコトガ出來マセヌカラ、吾々ニ對シマシテ其ノ對策ガアルナラバ、此ノ機會ニ内容ノ詳細ヲ御説明アランコトヲ切望申上ゲマス(拍手)

第四ニハ郵便年金ト最モ深イ關係ヲ持ツテ居リマス、此ノ郵便年金ノ實務ニ從事スル郵便現業從業員、殊ニ三等郵便局現業從業員ノ待遇ト本制度トノ關係ニ付テ簡單ニ御尋ヲ申上ゲタイト存ジマス、是等ノ從業員マセヌ、故ニ其ノ實現ヲ要望シテ已マナイ一見單ナル理想論ノ如クデアリマスルガ、ヘバ六十歳以上ニナレバ其ノ生活ヲ保障スル、即チ年金ヲ下付スル所マデ持ツテ行カ度ヲ次第ニ擴張致シマシテ、以テ農民モ、ナリマセヌ、獨リ官吏、軍人、教職員ノミリマス、萬民輔翼ノ精神ヲ以テ緊張努力ヲ致シテ居リマス、萬民輔翼ノ政策ノ存スル所、國家ノ恩惠モ亦遍ク萬民ニ均霑セシメナケレバナラヌノデアル、總理大臣ハ此ノ席ニ於テ居ルモノト言ハネバナリマセヌ、果シテスルコトガ、老後ノ安定ト云フコトヲ考ヘルコトヨリモ痛切デアルカラ「アル」ト說明セラレテ居リマス、併シ吾々ハ必ズシモ左様ニハ考ヘナイ、死後ノコトヲ考ヘル程ノ人デゴザイマスレバ、自分ノ老後ノコトヲ考慮シナ一人ハ誰一人恐ラクアリマスマイ、生命保険ニ加入シナイ人デアリマシテモ、老後ヲ心配致シマシテ、多少ノ貯蓄デモシヨウ、病氣ノ時ニハ困ルカラ、之ニ備ヘル爲ニ蓄財ニ苦心シテ居ルト云フコトハ、何人モ否ミ得ナイ所デアリマセウ、死後ノコトヲ慮ツテ保険ニ加入スル人デアリマシテモ、先づ養老保険ニ入ツテ、自分ノ老後ノ安定ニ備ヘヨウト云フノガ人情デアリマス、國民大衆ノ掛金ノ低減ヲ圖リ、大衆ヲモ、先づ養老保険ニ入ツテ、自分ノ老後ノ安定ニ備ヘヨウト云フコトガ、此ノ機会ニ其ノ内容ノ詳細ヲ示サレンコトヲ切望致シマス、殊ニ本案ノ委員會ハ恐ラク九名申上ガルコトガ出來マセヌカラ、吾々ニ對シマシテ其ノ對策ガアルナラバ、此ノ機會ニ内容ノ詳細ヲ御説明アランコトヲ切望申上ゲマス(拍手)

第五ニハ此ノ年金制ニ對シテ國庫負擔金ヲ逐次増大シテ行ツテ、結局國庫負擔ニ依ル國民年金制、養老年金制ノ實現ニマデ持ツテ行クベキデハナイカト考ヘルガ、如何デゴザイマセウ、今日現職ヲ離レテ老後ノ生業ト軍人ト教職員ノミデアリマス、國家ヲ構成シ、財政的ニハ擔稅義務ヲ果シツツ、ノデアリマス、

ル、或ハ商工省デハ某勅任官ガ莫大ナ賞與金ヲ受ケタトカ受ケナイトカ云ツテ、是ガ新聞デ問題ニサレテ居ル、然ルニ斯ウ云ツタ下級從業員ニ至リマシテハ、僅ニ一箇月位ト云ツタヤウナ、極メテ此少ノ賞與シカ下付セラレテ居ラヌ狀態デアル、オ偉イ方ガ滅私奉公ヲ説カレ總親和ヲ論ゼラレテモ、斯ウ云フ工合デハ果シテ如何デアリマセウ、要ハ實踐躬行ニアリマス、上ニ立ツ方ガ莫大ナル賞與ヲ受ケナガラ、又過分ナ恩給モ附キ得ルモノト致シマスルナラバ、ルヤウニト意ヲ用ヒテコソ、初メテ上下一體、舉國一致、眞ノ總國力ノ發揮ガ出來ルノ下ニ働く居る者ニモ等シク國家ノ恩典ヲ與ヘ、又其ノ老後ノ生活ヲ安定セシム吾々ハ少クトモ斯ノ如キ下級吏員ニ對シマシテハ恩給法ヲ擴充適用スルカ、或ハ本法ヲ更ニ一段改正致シマシテ、年金制度ヲ擴充適用スルカニ致ツテ、老後ノ安定ヲ圖ルノ途ヲ開クコトガ、最モ緊要ナリト存ジマスルガ、政府當局ノ御所見如何

最後ニ第五、今回ノ改正中、保證期間附終身年金制ノ創設ト共ニ、最モ重要ナルモノハ第十七條ノ新設デアリマス、即チ年金受取人が戰鬪又ハ戰鬪ニ準ズベキ公務ニ因ル傷痍疾病ノ爲ニ死亡シタル時ハ、遺族ニ對シ政府ハ特別返還金ヲ支拂フコトト致シテ居ル點ガ是デアリマス、而シテ是ハ昭和十二年七月七日以後ノ死亡者ニ適用スル旨ヲ規定致シマシタ爲ニ、今次事變ニ鑑ミ洵ニ機宜ヲ得タ改正ト思フノデアリマスガ、併シ其ノ病死者ノ程度範圍ガ極メテ明確ヲ缺イテ居ルノデアリマス、即チ第十七條ニハ、事變ニ際シ戰鬪又ハ戰鬪ニ準ズベキ公務ニ因ル傷痍疾病ノ爲死亡シタルトキトゴザイマスルガ、是ハ如何ニ解スベキモノデアルカ、例へば我忠勇ナル將兵ガ嚴寒

ヲ冒シテ「ソ」滿國境ヲ整備致シテ居リマス、又酷暑ヲ物トモ致シマセズ海南島ヲ占領致シテ守備致シテ居ル、今別ニ戰鬪ハナイ、

戰鬪ニ準ズベキモノモナイ、此ノ時此ノ公務中病氣デ壹レマシタナラバ、此ノ規定ノ適用ヲ受ケナイデアリマセウカ、若シ是等ノ行爲ガ所謂戰鬪行爲又ハ準戰鬪行爲デアル致シマスルナラバ、然ラバ如何ナル時

期カラ戰鬪行爲ニ參加シタト見ルベキデアリマセウカ、赤紙ノ召集狀ヲ受取りリ家ヲ出

タ時カ、入隊シタ時カ、大陸ニ上陸シタ時カ、或ハ實戰ニ參加致シマシタ時カ、其ノ他各般ノ場合ニ亘リマシテ疑問ガ盡キナイ

ノデアリマス、御意見ノ如ク現行恩給法ニ於キマシテハ、戰死者ト戰病死者トヲ區別致シマシテ、其ノ遺族扶助料ニ差等ヲ設ケマシタガ、併シ等シク身ヲ皇國ノ爲ニ捧

げ、誠忠ノ誠ヲ效シツツアル間ニ壹レマシタ以上、其ノ精神ニ於テ毫モ差別ハナイト

吾々ハ恩フ、隨ヒマシテ其ノ差別ハ洵ニ遺憾トシ、吾々ハ曩ニ同一待遇ヲセラレシコトノ建議案ヲ提出シ、委員會ニ於テハ其ノ成立ヲ見タノデアリマス、幸ヒ此ノ十七條

ニ於キマシテハ戰病死者ニモ等シク其ノ返還金ヲ支拂フト云フコトニナツテ居リマスルガ、前敍ノ如ク其ノ解釋如何ニ依リマシテハ、或者ニハ適用ヲサレ、或者ニハ適用サレナイト云フコトニナリ、右恩給法ノ不備同様ノ憾ミヲ賄シハシナイカト惧レルノデアリマス、此ノ際本法ノ適用限界ヲ明ニサレカラ尙ホ此ノ恩給制度ノ擴張ニ付テノ御意見デアリマシタガ、官廳ノ下級吏員、雇傭員等ニ付テノ恩給ノ制度ニ付キマシテ

今何トモ申上げ兼ネル次第デアリマス、ソレカラ尙ホ此ノ恩給制度ノ擴張ニ付テノ御意見デアリマシタガ、官廳ノ下級吏員、雇

傭員等ニ付テノ恩給ノ制度ニ付キマシテハ、政府ニ於キマシテハ目下ノ所是ガ擴張

改正ノ中ノ第十七條ノ特別返還金ヲ受ケル者ノ資格ニ關シテノ御質問デアリマス、此ノ條文ハ、公務員ノ戰地又ハ事變地ニ於ケル、戰爭又ハ事變ニ關スル勤務ニ因ル傷痍

疾病ニ關スルモノデアリマスルガ、其ノ實

度ニ付キマシテハ、出來得ルダケ之ヲ廣く解釋シ、廣く運用スル積リデア

○國務大臣廣瀬久忠君登壇　保證年金ノ制度ノ創設ニ付テノ御質問デアリマシタガ、是ハ從來ノ實績ニ微シマシテ、從來ダケノ年金

ヤハリ年金制度ノ大衆化ニ付テハ、今回ノ

○國務大臣廣瀬久忠君登壇　保證年金ノ制度ノ條文ハ、公務員ノ戰地又ハ事變地ニ於ケル、戰爭又ハ事變ニ關スル勤務ニ因ル傷痍

疾病ニ關スルモノデアリマスルガ、其ノ實

度ニ付キマシテハ、出來得ルダケ之ヲ廣く解釋シ、廣く運用スル積リデア

○服部崎市君　本案ハ議長指名九名ノ委員ニ付託サレンコトヲ望ミマス

○議長（小山松壽君）　服部君ノ動議ニ御異選舉ニ付テ御詰り致シマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマ
ス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ

○服部崎市君 残餘ノ日程ヲ延期シ、明後
六日定刻ヨリ特ニ本會議ヲ開クコトトシ、
本日ハ是ニテ散會セラレンコトヲ望ミマス

○議長(小山松壽君) 服部君ノ動議ニ御異
議アリマセヌカ

(異議ナシ)ト呼フ者アリ

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマ
ス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、次會ノ議
事日程ハ公報ヲ以テ御通知致シマス、本日
ハ是ニテ散會致シマス

午後四時十二分散會

衆議院議事速記録第十九號中正誤

貢段行

四〇〇 三一〇一一 [第二十三]

[第二三十] 正